

平成22年3月	策定
平成27年3月	改訂
令和2年3月	改訂
令和7年3月	改定

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

(第4期)

令和7年3月

鳥 取 県



目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の取組期間	2
4	国、県、市町村との役割分担と連携	2
5	今後の取組に向けた計画の推進	3
第2章	基本理念と計画の体系	5
1	基本理念	5
2	計画の体系	5
3	基本目標と具体的な支援施策	6
	基本目標1 子育てや生活支援の充実	6
	（1）保育サービス等の充実	7
	（2）子育て支援サービスの充実	8
	（3）生活支援の充実	13
	（4）相談機能の充実	15
	基本目標2 就業支援の推進	18
	（1）能力開発への支援	18
	（2）就業の支援	21
	基本目標3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の推進	23
	（1）広報啓発活動の充実	23
	（2）相談体制の強化	26
	（3）養育費確保及び親子交流（面会交流）の推進	28
	基本目標4 経済的支援の充実	30
	（1）各種手当の支給	30
	（2）教育費の支援	33
	【資料編】	
1	各種統計	38
2	達成目標一覧	41
3	ひとり親家庭等自立促進計画関連事業	42
4	ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと家事、生計の担い手という幾重もの役割をひとりで担うこととなったときから、大きな生活の変化を余儀なくされ、それに伴って心理的、経済的な負担も大きくなっています。

とりわけ母子家庭においては、就業面において、経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断したことなどにより、再就業には困難を伴うことも少なくありません。また、就業している場合も、臨時・パートなど不安定な就業形態が多く、就労収入は上昇しているとはいえ低い水準にとどまっています。さらに、養育費の取得状況等については、関係法令の改正が行われ、啓発等も行っているところですが、多くの方が取得できていない状況にあります。

一方、父子家庭においては、母子家庭に比べて、子どもの養育、家事等の面で不慣れであることが多く、しつけや食事など子育て面での支援も求められています。

寡婦については、母子家庭であったときに比べ、子育てが一段落し、暮らしに落ち着きは見られますが、家計や健康、孤立環境等の問題を依然として抱えています。

国においては、平成14年に母子及び寡婦福祉法が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の経済的支援」から「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を柱とした施策転換が図られ、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により支援施策が進められてきました。

近年の制度改正の状況を見ると、令和5年4月にこども基本法が施行されたのと同様にこども家庭庁が発足し、同年12月にはこども大綱及びこども未来戦略が示されるなど、子どもに係る施策を社会全体で総合的かつ強力で推進することとされています。

また、令和6年4月1日には、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置、子ども家庭福祉分野の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）の創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする取組が順次進められています。

さらに、令和6年5月には民法等の一部を改正する法律が成立し、共同親権や法定養育費制度の導入、養育費債権に優先権を与えるなどの見直しが行われ、令和8年5月までの施行が予定されているほか、令和6年9月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

鳥取県では、平成22年3月に「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定、令和2年3月には令和2年度から令和6年度までを計画期間とする計画の改定版を策定し、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や今後の施策の方向性を位置づけ、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「養育費の確保及び面会交流の推進」「経済的支援の充実」を四本柱に、総合的な事業展開を図ってきました。

また、令和5年1月にヤングケアラーをはじめとした家庭の問題を地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりを推進していく「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支えい社会づくり推進条例」を施行し、令和6年3月にはこども基本法に基づき、既存の鳥取県こどもの貧困対策推進計画も包括した「シン・子育て王国とっとり計画」を策定して、関連施策を推進しているところです。

このように、国、県で子どもに関する取組が大きく推進されている中、令和2年3月に改定した鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の計画期間である5年間で終了するに当たり、県内のひとり親家庭等の実態を踏まえ、これまでの5年間の取組状況の点検、課題を整理し、更にひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を充実・強化することとしました。引き続き、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の推進」「経済的支援の充実」の四本柱を基本として、よりきめ細やかなひとり親家庭等の自立支援に取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」です。

計画の推進に当たっては、「鳥取県の将来ビジョン」「シン・子育て王国とっとり計画」「鳥取県男女共同参画計画」など各種計画との連携を図ります。

3 計画の取組期間

この計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法など関連法令の改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

4 国、県、市町村との役割分担と連携

ひとり親家庭等への支援策は、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、住民に身近な市町村における自立支援業務が位置づけられ、支援施策の再構築がなさ

れました。

また、平成26年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行により、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、地域の実情に応じたひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知を行うこと及びひとり親家庭等の自立支援を行う者の活動の連携・調整を図ることについて努力義務化されました。

ひとり親家庭等が自ら自立促進に向けた取組が可能となるよう「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立・就業支援」を主眼において、国、県、市町村等が役割分担し、互いに連携しながら施策推進に努めます。

<国の役割>

国は、ひとり親家庭等支援施策に係る施策や制度の企画・立案を行います。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、ひとり親家庭等支援施策に係る普及啓発や関係者の研修等を行います。さらに、都道府県が市等におけるひとり親家庭等支援施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行います。

<県の役割>

本計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、市町村等におけるひとり親家庭等支援施策の円滑な事業実施に向けた支援を行います。

市町村が実施する施策が円滑に進むよう、各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなどの支援を行うとともに、市町村と連携し、各種施策等についての広報啓発活動を行い、ひとり親家庭等に対する施策が広く浸透するよう努めます。

ひとり親家庭等にかかる施策・制度の企画・立案にあたっては、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）等の行政機関や母子父子寡婦福祉団体、関係機関との連携に努めます。

<市町村の役割>

ひとり親家庭等の身近な開かれた相談窓口として、その相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、各地域のひとり親家庭等の実情に応じたひとり親家庭等支援事業を計画的に実施することが必要です。

また、児童扶養手当の申請の際などの様々な機会を捉えて、ひとり親家庭等に対して各種支援事業の情報提供を積極的に行うことが求められています。

5 今後の取組に向けた計画の推進

(1) 計画の推進

計画の推進にあたっては、国、県の関係部局、市町村及び母子父子寡婦福祉団体・関係機関等の関係団体が連携して取り組むとともに、計画に定めた施策についての進捗状況の把握、検証を継続的に行い、必要に応じ新たな課題への対応を行います。また、市町村や関係機関等とニーズを共有し、各種施策の推進が図られるよう努めます。

さらに、県広報などを通じてひとり親家庭等当事者にも本計画を周知し、当事者からの声を随時受け付けて施策に反映させながら、各種施策を実施していきます。

用語の定義

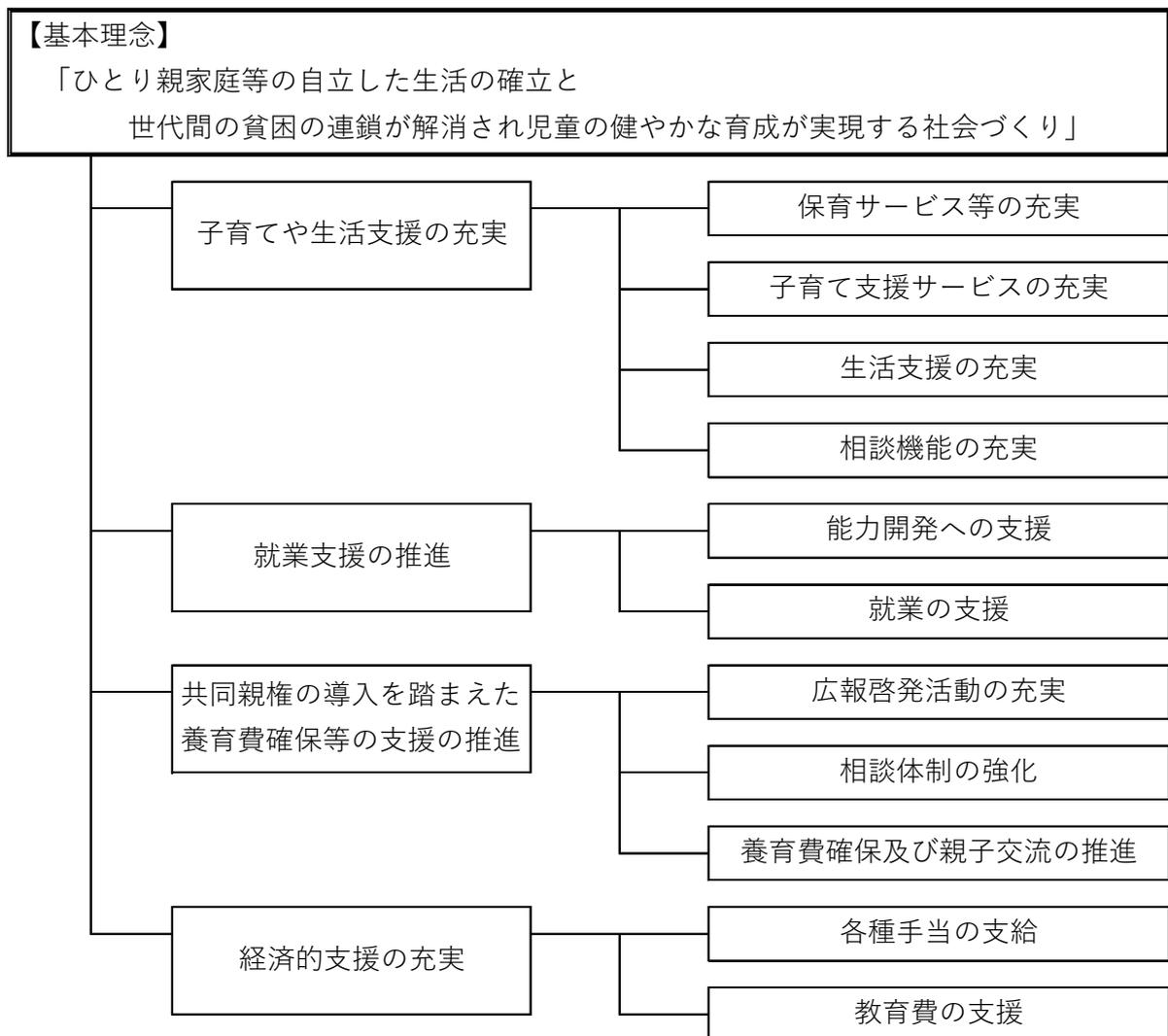
- 母子家庭・・・配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭
- 父子家庭・・・配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭
- 寡婦・・・配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの
- 児童・・・20歳に満たない者
- ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭
- ひとり親家庭等・・・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦
- ひとり親・・・母子家庭の母及び父子家庭の父
- ひとり親等・・・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

第2章 基本理念と計画の体系

1 基本理念

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、貧困という問題を抱える家庭においては、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

2 計画の体系



3 基本目標と具体的な支援施策

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活が営めるよう、次の4つの基本目標を柱として、きめ細やかな支援を展開します。

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3) 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の推進
- (4) 経済的支援の充実

基本目標 1 子育てや生活支援の充実

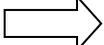
ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

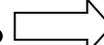
また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

さらに、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、ヤングケアラーをはじめとした家庭の問題を地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりを推進していきます。

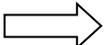
【達成目標】

(1) ひとり親家庭学習支援事業の実施市町村数

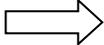
(現状) 7市町  (目標) 14市町村

(2) 子ども食堂の充足率 60.68%  65%

(3) 自立促進計画の策定

(現状) 令和6年度時点策定 3市町村  (目標) 全市町村
(19市町村)

(4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施市町村

(現状) 令和6年度時点実施 3市町村  (目標) 10市町村

○施策の方向 1 保育サービス等の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭の保育サービスに対するニーズは、親の就業形態等により様々ですが、安定した就業を得るためには、保育サービスの充実が不可欠です。

県では、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育施策の推進を行ってきましたが、今後も、ひとり親家庭の様々な状況に応じた保育施策を推進する必要があります。

また、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしましたが、経済的に困難を抱えるひとり親家庭が多いことから、保育料等のさらなる軽減を図るなどの支援を講ずる必要があります。

【具体的取組】

(1) 多様な保育サービスの提供（実施主体：市町村）

仕事と子育ての両立を支援し、地域の実情・ニーズを踏まえて様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、日曜祝日に保育を行う休日保育、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で預かる一時預かり、病気の子どもあるいは病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かる病児・病後児保育等の実施を促進します。

(2) 保育所優先入所の推進（実施主体：市町村）

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 28 条第 1 項及び第 31 条の 8 の規定に基づき、保育所入所に際して待機が生じている場合には、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所できるよう働きかけていきます。また、離婚等の直後であって、生活の激変を緩和する必要がある場合などは、特に配慮が必要です。

(3) 放課後児童クラブの充実及び減免の推進（実施主体：市町村）

地域の実情・ニーズを踏まえて放課後児童クラブの充実を推進するとともに、ひとり親家庭の所得状況等を勘案しながら、利用料の減免を働きかけていきます。

(4) 保育料等の負担軽減の推進（実施主体：市町村）

主に 3 歳以上の子どもを対象とする幼児教育・保育無償化に加え、第 3 子以降の児童や低所得世帯の保育料の軽減措置や中山間地域市町村における保育料の無償化等を実施し、保育料の軽減を推進します。

○施策の方向2 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

ひとり親家庭は、特に疾病や急用（残業や冠婚葬祭等）、家族の介護などの場合には、自分ひとりでは子どもの保育や世話ができなくなる場合もあるため、個々のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させる必要があります。

また、日々、子育てや就労に追われることで、子どもの体験活動や親子でのふれあい体験が不足しがちになったり、地域から孤立してしまいがちな状況にあるため、子どもの体験活動の機会の提供や地域のなかの子どもの居場所づくり、また子育てをする親同士の交流を図っていく必要があります。

これまで、県では、親同士の交流や様々な子育てに関する相談を実施している地域子育て支援センターの設置を推進し、県内全市町村に設置がされています。

また、一時的に保育サービスが必要となった場合のために、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業及びファミリー・サポート・センター事業の推進を実施してきたところ、事業を実施する市町村は増加している状況です。

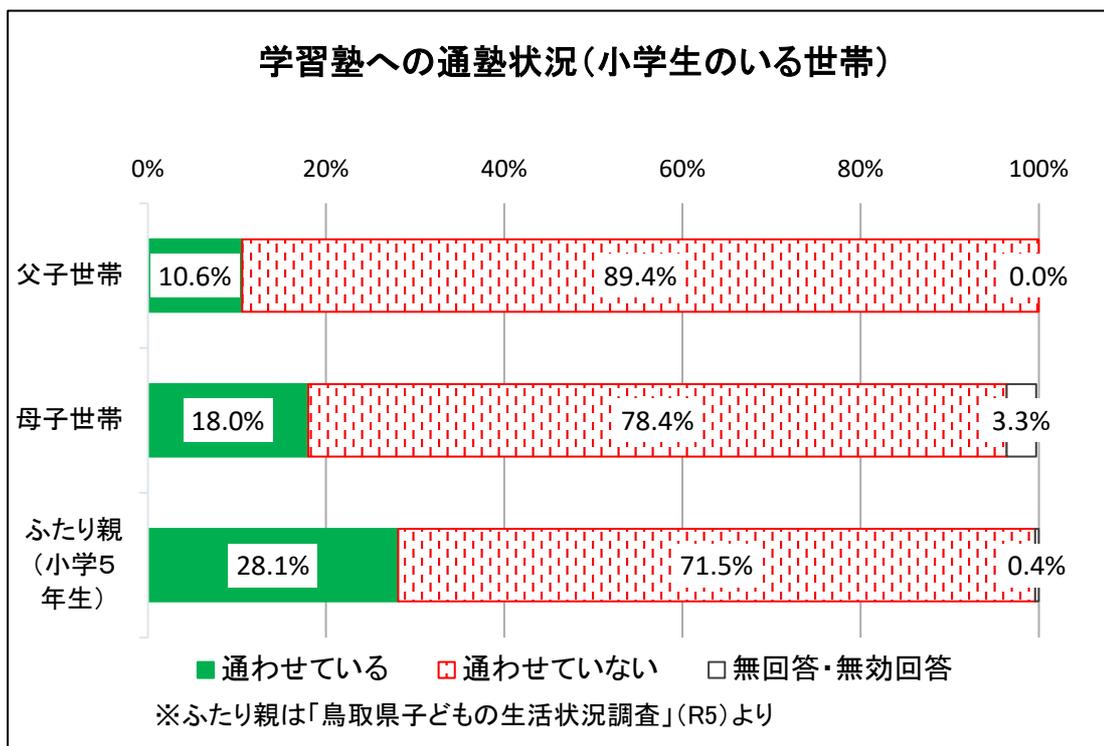
これらの各種子育て支援サービス等について、積極的に情報提供を行います。

一方で、ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、進学ができないなどの不利益な影響を受ける可能性があります。ひとり親家庭の親は、就業と家事を一人で担っていることから、児童の学習に関わる機会が少なくなる場合や、経済的な事情等から学習塾に通わせることを躊躇する場合も少なくなく、学習塾に通っている子どもの割合は、県内公立学校の平均値と比較して少ない状況にあります（表1及び表2参照）。これまで県では、ひとり親家庭の児童の学力や学習意欲の向上のための学習支援を推進してきたところであり、現在、ひとり親家庭の児童を対象に含む何らかの学習支援事業が県内全市町村で実施されています。しかし、事業を知らないひとり親家庭の割合が高く、また、送迎の負担などを理由に事業を利用していない家庭も多くみられます（表3及び表4参照）。引き続き事業の実施を推進するとともに、送迎支援やオンライン学習支援の実施等による負担の軽減を図る必要があります。

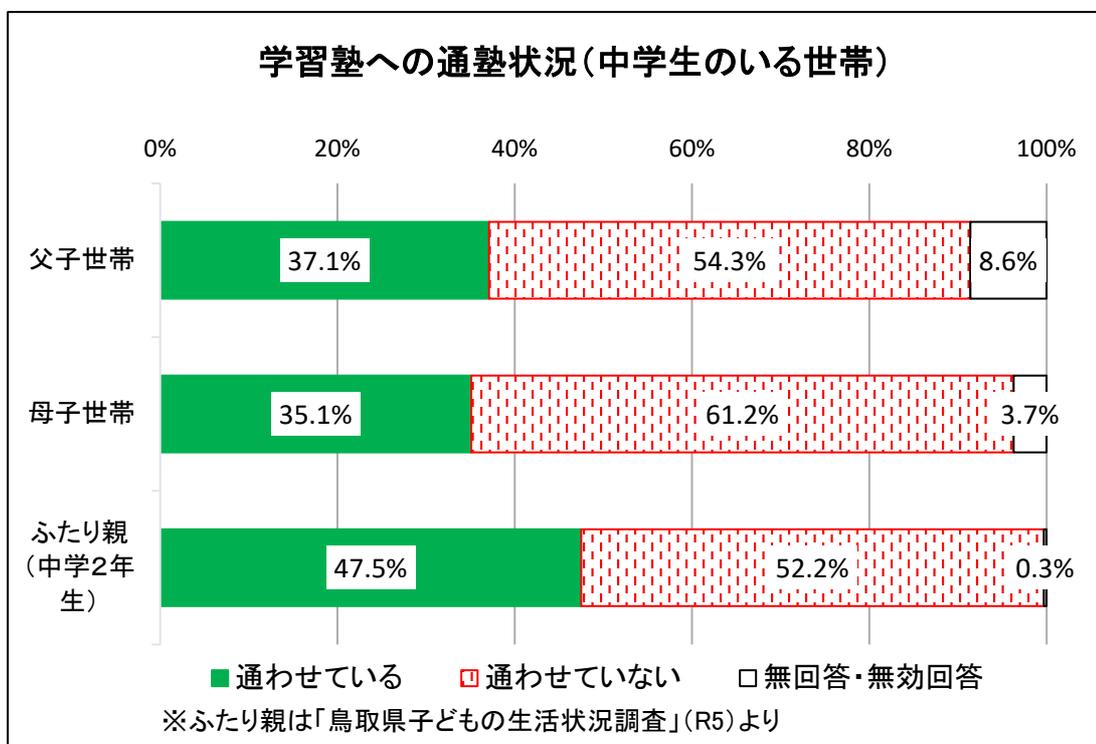
さらに、ひとり親家庭の親は仕事や家事で忙しくされていることが多く、子どもが知らず知らずのうちにヤングケアラーと呼ばれる状態になってしまっている場合も多くみられるため、そうした世帯を把握し、支援を届けていく必要があります。

<表1> 学習塾への通塾状況

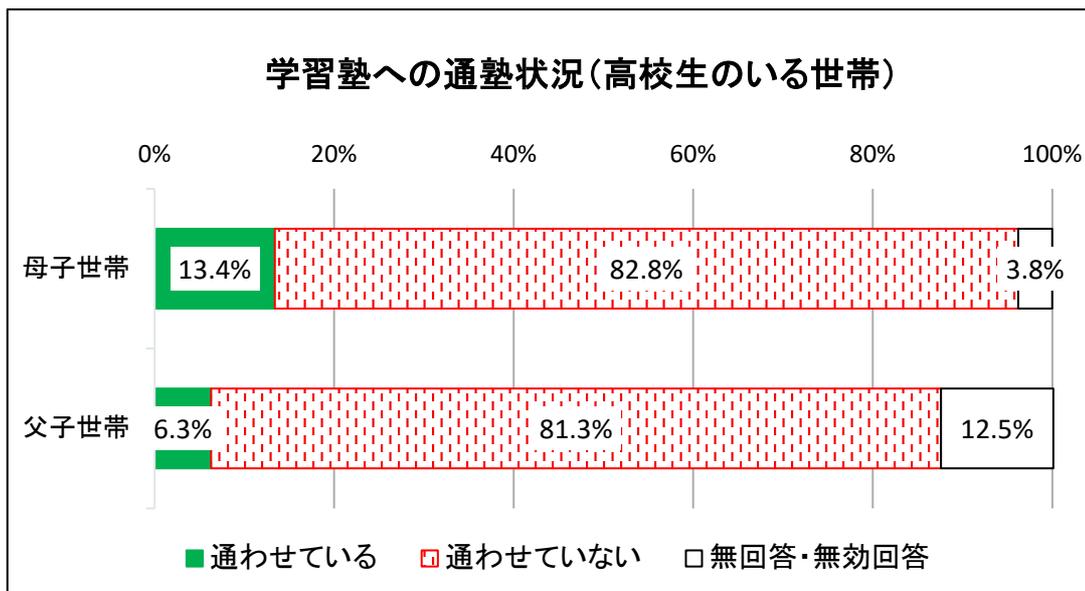
ア 通塾状況
(小学生のいる世帯)



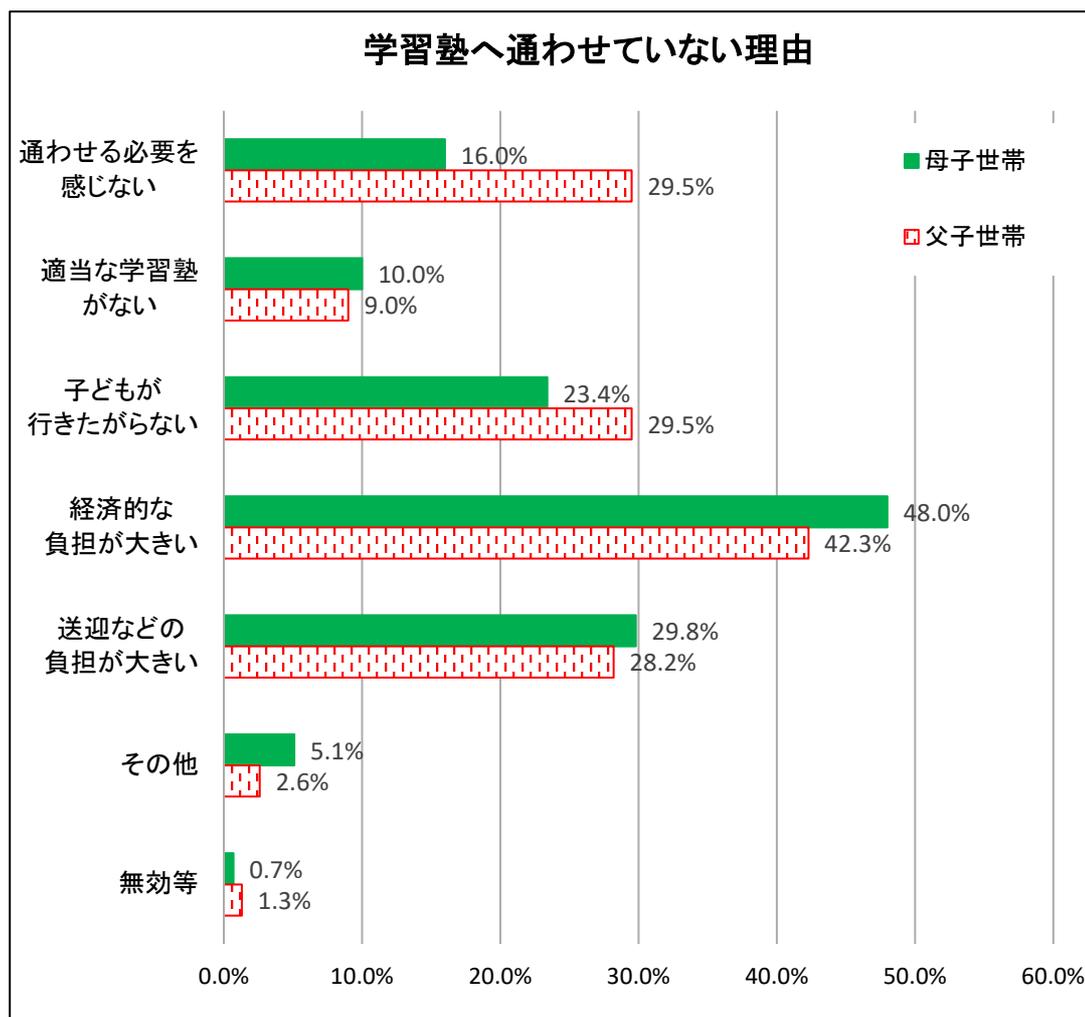
(中学生のいる世帯)



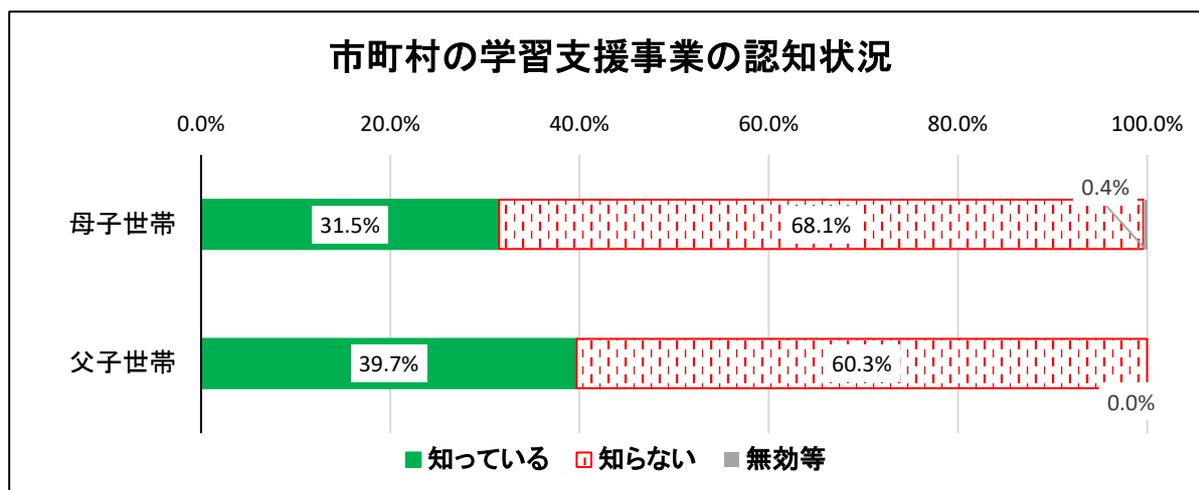
(高校生がいる世帯)



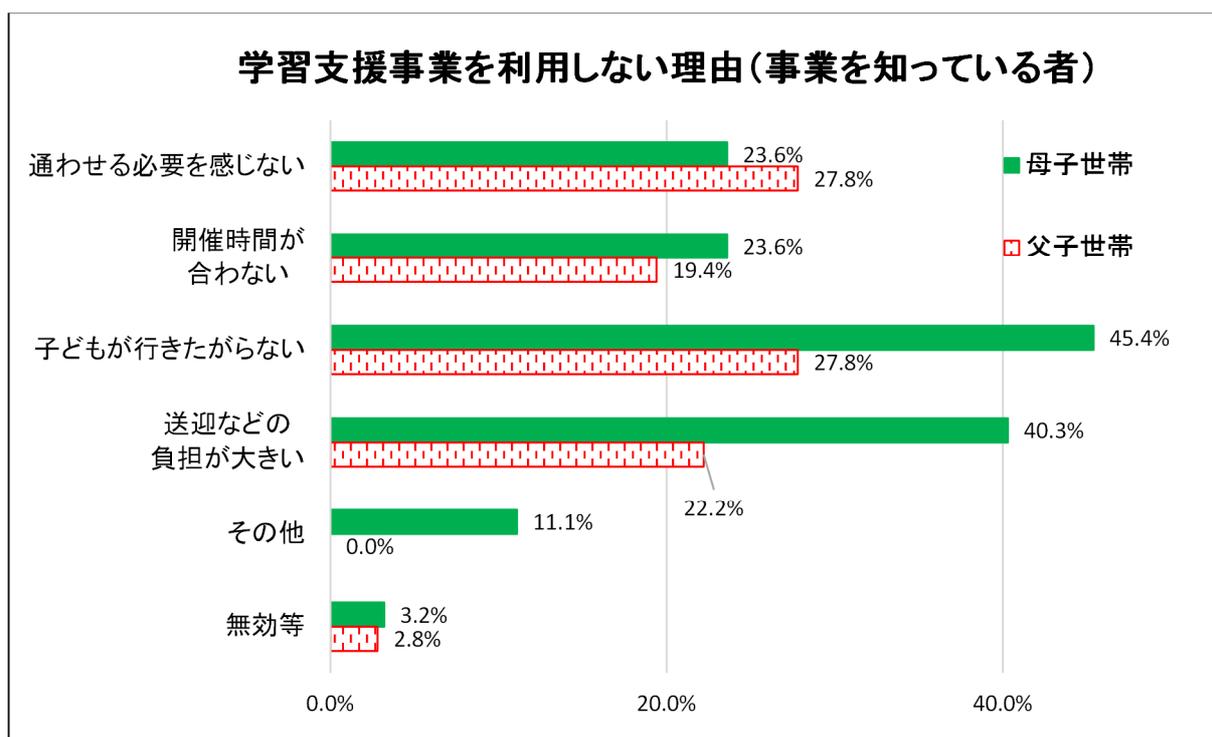
<表2> 学習塾へ通わせていない理由



<表3> 学習支援事業の認知状況



<表4> 学習支援事業を利用しない理由（事業を知っている者）



【具体的取組】

(1) ひとり親家庭の児童に対する学習支援（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の児童の学習意欲や学力が低下することの無いよう、市町村における学習支援員による学習支援の取組を推進します。

また、市町村や教育機関と連携して事業の周知を徹底するとともに、遠隔地でも利用しやすくなるようタブレット等を利用したオンライン学習の推進、学習会場までの送迎支援を行い送迎負担を軽減するなど、ひとり親家庭の利用しやすい

環境を整えます。

(2) 放課後の教育活動の充実（実施主体：市町村）

児童の放課後における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協働して行う、地域における多様な学習や体験活動の機会の提供をします。

(3) 子ども食堂の拡大及び取組充実（実施主体：県、市町村、団体）

地域コミュニティで自発的に取り組まれている「子ども食堂」について、全県的な設置拡大や継続運営、体験活動や学習支援など地域の特性や利用者ニーズに応じた取組の充実のため、市町村や支援する企業・団体と協力し、食材や人材の確保、情報交換会や研修会の開催、利用促進のための情報発信等を支援します。

また、子ども食堂と行政など関係機関とのネットワークづくりを進め、要支援の子どもや孤独・孤立の状態となっている世帯を把握し、支援につなげるよう取り組むとともに、利用者のニーズや満足度の把握に努めます。

(4) 子どもの居場所づくりの支援（実施主体：市町村、団体）

ひとり親家庭の子どもの社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立を防止するため、地域における取組を活用した子どもの居場所づくりの支援をします。

(5) 子どもの体験活動の機会の提供（実施主体：県、団体）

親子で参加できる体験活動やふれあい交流事業、子ども会を通じた季節の行事、清掃などの奉仕活動や自然体験活動などを実施し、ひとり親家庭の子どもの親子でのふれあい体験や多様な体験活動の機会を提供します。

(6) 地域子育て支援センター事業の推進（実施主体：市町村）

保育所の施設や機能を地域へ開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援を行う地域子育て支援センター事業を実施するとともに、利用を促進します。

(7) ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施（実施主体：市町村）

地域の実情・ニーズを踏まえ、保護者の病気や仕事等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で預かるショートステイ・トワイライトステイ事業の実施を推進します。

- ・ショートステイ：児童を養育している家庭の保護者が病気になったり、仕事や育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で短期間預かる事業
- ・トワイライトステイ：保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった

場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業

(8) ファミリー・サポート・センター事業の実施（実施主体：市町村）

保護者の急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施を推進します。

また、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭が利用できるよう、利用料の減免について市町村に働きかけていくとともに、ひとり親家庭等日常生活支援事業とも連携を図り利用しやすくしていきます。

(9) 子育て支援サービス情報等の提供（実施主体：県、市町村）

必要な子育て支援サービス等を利用しやすいよう、冊子やホームページ、メールマガジン、SNS等により情報提供を行います。

(10) スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実

（実施主体：県、市町村）

児童が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用や関係機関等の連携の在り方も含め、学校等における教育相談活動の一層の充実を図ります。

また、教育相談活動において学習支援事業や奨学金等の教育に関する支援施策を児童や保護者へ周知します。

○施策の方向3 生活支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭等の生活支援としては、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、無料または低額の利用料で支援を受けられる日常生活支援事業を実施しています。急な派遣依頼等があった場合であっても、家庭生活支援員の派遣を行い、ひとり親家庭等が必要とする際にサービスを提供できるように、家庭生活支援員の養成や研修を実施して支援体制を整備・強化する必要があります。

また、住居等の面においては、自立生活に困難を抱える母子家庭に対して、母子生活支援施設を利用することで子育てや生活の自立が図られるよう支援を行っています。また、ひとり親家庭の公営住宅の優先入居や民間賃貸住宅における入居支援として、あんしん賃貸支援事業を実施し、住宅の確保策を図っています。

今後も、ひとり親家庭等が安心して安定した生活を営めるよう、住居等の生活面での支援を充実させることが必要です。

また、子育てや家事、生活等の多様な悩みを抱えているひとり親家庭等が孤立し

てしまわないよう、ひとり親同士の交流や地域との交流を図ります。

【具体的取組】

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：県）

ひとり親等が技能習得のための通学をする場合などの自立促進のための理由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、ファミリー・サポート・センター事業とも連携を図りながら、家庭生活支援員を派遣して、保育サービスや生活援助を行います。

また、急な依頼にも対応できるよう、母子父子寡婦福祉団体等と連携して家庭生活支援員の確保に努めるとともに、家庭生活支援員としての資質の向上を図るため研修を継続的に実施します。

(2) 母子生活支援施設での支援（実施主体：県、市町村）

離婚、その他の事情等により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子には、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活支援や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。

※母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となっている母と児童の自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け、就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育支援を行う施設

(3) 公営住宅における優先入居の推進等（実施主体：県、市町村）

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭の優先入居を引き続き実施していきます。

また、地域の実情に応じた、市町村営住宅におけるひとり親家庭の優先入居制度の導入を市町村へ働きかけます。

(4) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進（実施主体：県、市町村）

民間賃貸住宅へのひとり親家庭の入居の円滑化を図るため、入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等を支援するとともに、居住支援協議会が行うあんしん賃貸相談員による賃貸住宅の入居相談や独自の家賃債務保証事業の支援を行います。

(5) ひとり親家庭等の生活支援（実施主体：県、団体）

地域から孤立しがちで子育てや家計管理等に悩みを抱えているひとり親家庭に対して、研修会の開催やふれあい交流事業等のひとり親家庭等の福祉に必要な各

種事業を実施します。

また、ふれあい交流事業などの各種事業について、ひとり親家庭等に対する周知を図ります。

(6) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組の推進（実施主体：県、市町村、団体）

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、広報啓発事業への補助、ワークショップの開催や孤独・孤立に係る相談窓口の開設など、支援が必要な世帯・子どもの把握と支援の提供、地域社会全体で支える機運の醸成を進めていきます。

○施策の方向 4 相談機能の充実

【現状と課題】

現にひとり親世帯となっている方はもちろん、現在離婚を考えておりこれからひとり親世帯になるかもしれない方は、将来の生活や子育て等について様々な不安を抱えています。

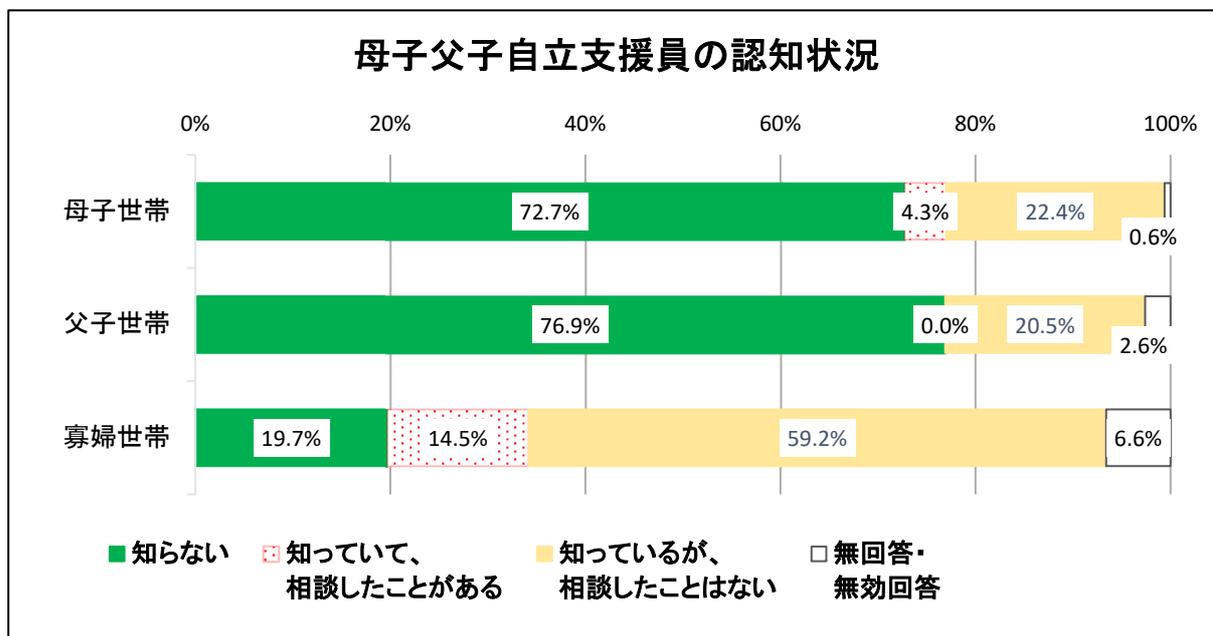
ひとり親家庭等への支援には、多様な相談事を抱えるひとり親家庭等を相談につなぎ、その状況・課題を把握・整理し、これらの支援メニューを適切に組み合わせることで支援を行う総合的な相談支援が必要であり、この役割を果たすために、各福祉事務所に母子父子自立支援員を設置していますが、母子父子自立支援員を知らないひとり親家庭等が多い状況にあります（表5参照）。母子父子自立支援員が、生活や子育て、就労面等において様々な悩みを抱えるひとり親家庭等の総合的な相談支援窓口として機能するよう、資質の向上を図って相談機能を強化するとともに、ひとり親家庭等の相談窓口として周知していく必要があります（表6参照）。県においてもひとり親家庭相談支援センターを設置して休日相談などを実施しており、さらに利用しやすくなるよう環境整備を進めていく必要があります。

また、ひとり親家庭等に対する各種支援施策について、周知が行き届いていない状況にあるため、易しくわかりやすいパンフレットの作成と市町村窓口での配布、ホームページやスマートフォン等で閲覧できるサイトやメールマガジン、SNSなどの様々な手段を用いて、総合的な情報提供となるよう、支援施策の情報発信強化する必要があります。そのため、各種支援施策を所管する県及び市町村等が、支援の必要なひとり親家庭等に迅速かつ適切に支援を提供できるよう、綿密に連携していくことが必要です。

更に、町村における福祉事務所の設置が進み、市町村に母子父子自立支援員の設置が進んだことから、ひとり親家庭等の相談機能等は市町村が担うようになっていきます。そのことから、市町村におけるひとり親家庭等の支援施策を計画的、総合的に推進するためのひとり親家庭等自立促進計画を市町村においても策定し、支援施

策を示すとともに、その実践に努める必要があります。

<表5> 母子父子自立支援員の認知状況



<表6> 各種支援施策の認知状況

区分	母子世帯	父子世帯
1 ひとり親家庭福祉推進員	10.6%	14.1%
2 ひとり親家庭等支援サイト	21.2%	20.5%
3 ひとり親家庭等日常生活支援事業	14.1%	10.3%
4 ひとり親家庭等就業支援講習会事業	18.9%	11.5%
5 自立支援教育訓練給付金	33.6%	18.0%
6 高等技能訓練促進費等給付金	30.7%	20.5%
7 母子父子寡婦福祉資金	38.2%	23.1%

【具体的取組】

(1) 母子・父子自立支援員による相談事業の実施

(実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、各福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、関係行政機関や母子父子寡婦福祉団体等と連携しながら、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行います。

また、母子父子自立支援員の資質の向上のための研修を継続的に実施します。

(2) ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施（実施主体：県）

就労等により行政相談窓口が利用しにくい方などの相談に対応するため休日に開所するひとり親家庭相談支援センターを設置し、休日相談や地域に出向く巡回相談、訪問相談を実施します。また、相談室を個室化するなど、より相談しやすい環境づくりを進めます。

また、専門的に解決を要する法律相談等に対応するため、法テラス等の専門窓口を周知するほか、弁護士による無料電話相談を充実させていきます。

(3) ひとり親家庭等福祉推進員による情報提供等の充実（実施主体：県、団体）

母子父子自立支援員と協力しながら、地域の身近な相談員として、ひとり親家庭等の相談支援を行います。

また、日頃、行政窓口が利用できないひとり親家庭等に対し、各種ひとり親家庭等の支援施策を周知するなど、必要な情報提供を行います。

(4) SNS 等による情報提供（実施主体：県、団体）

紙媒体による情報提供のほか、スマートフォン等で必要なときに簡単に情報を入手できるよう、ホームページ、SNS 及びメールマガジン等を活用して、各種支援策や相談窓口について分かりやすい情報提供を行い、プッシュ型の情報発信についても推進します。

また、易しくわかりやすいパンフレットの作成と市町村窓口での配布を通してホームページ等の周知を徹底し、利用促進に努めます。

(5) 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定の推進

（実施主体：市町村）

各地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援施策の方向性を示した、市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画の策定を促進します。

(6) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施の推進（実施主体：市町村）

母子・父子自立支援プログラムの策定は自立支援給付金事業を利用するための必須条件ともなっていることから、相談窓口としての機能を有する市町村において、個々のおかれた状況やニーズを把握し、ハローワークと連携しながら自立支援への具体的な支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、自立後のフォローアップまでを一環して行う母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施を推進します。

基本目標 2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援など、就業面での支援の充実を図ります。

【達成目標】

(1) 母子世帯の母の正規雇用率

(現状) 57.5% ⇨ (目標) 60%

(2) 父子世帯の父の正規雇用率

(現状) 78.1% ⇨ (目標) 80%

○施策の方向 1 能力開発への支援

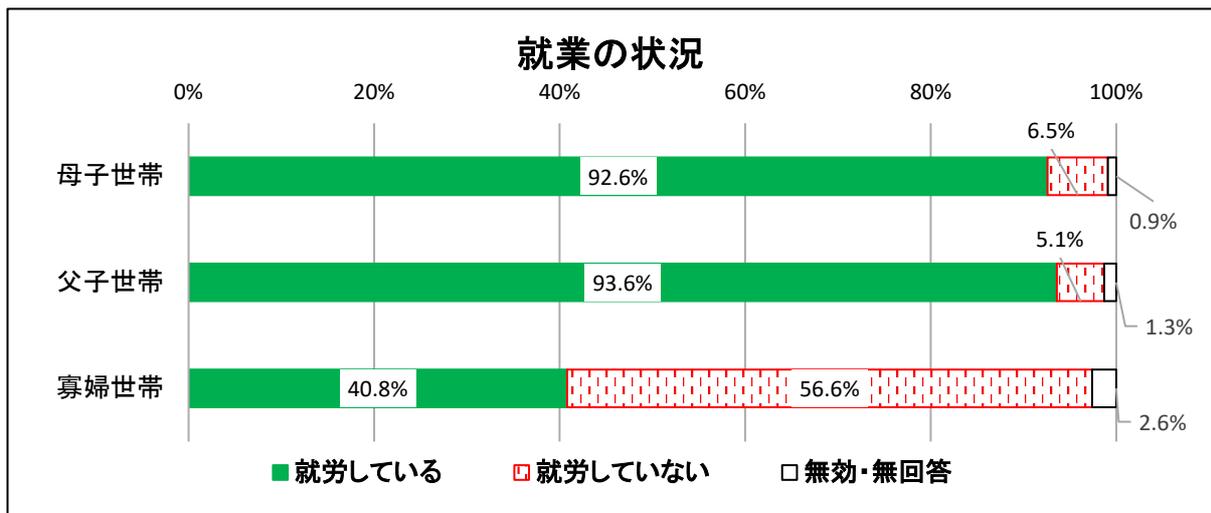
【現状と課題】

ひとり親家庭となると、環境の変化から、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれる場合があります。とりわけ、その児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業により生活の安定を図る必要があります。

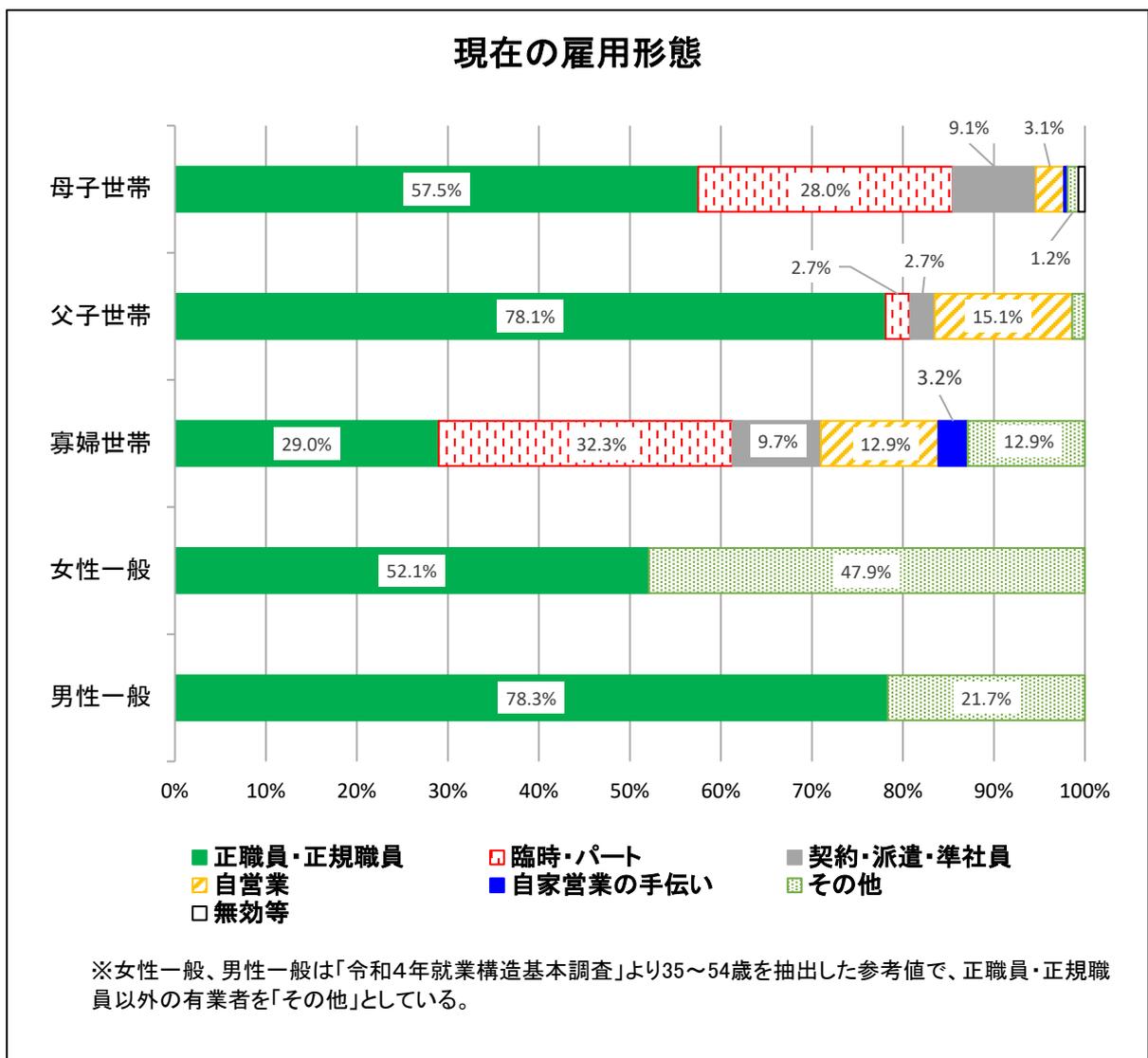
ひとり親のほとんどは就業していますが、その雇用形態をみると、特に母子家庭の母において、臨時やパート勤務の割合が高く、不安定な雇用形態におかれています(表7及び表8参照)。

正職員としての就業が進まない理由のひとつとして、就業に結びつく専門的な資格や知識を持っていないことがあげられます。就業に結びつきやすい資格や技能の取得を促進し、正職員などの、より条件の良い仕事に就くことができるよう支援するとともに、資格取得のための修業期間中の生活の安定を図る必要があります。

<表7> 就業の状況



<表8> 雇用形態



【具体的取組】

(1) ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施

ア 自立支援教育訓練給付金（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親が就業に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練講座を受講したひとり親に対して、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給し、受講経費の負担を軽減します。

イ 高等職業訓練促進給付金等の支給

（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村、市町村）

ひとり親が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合（1年以上養成機関で修業する場合）に、修業期間中に高等職業訓練促進給付金を、また修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給し、資格取得に必要な就業期間中の生活の安定を図ります。

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

最終学歴が中学卒であるひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給します。

(2) 資格取得のための奨学金制度の充実（実施主体：県）

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

(3) 就業支援講習会の実施（実施主体：県）

就職後の離職防止や就業準備を支援するため、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい技能習得のための就業支援講習会を実施します。

また、ひとり親が安心して受講できるよう、夜間や休日等に講習会を実施するほか、講習会場等において託児サービスを実施します。

(4) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施（実施主体：国、県）

就労経験に乏しく長期間就労していないひとり親等の自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するなど、ハローワークと連携して職業訓練受講機会の拡充に努めます。

訓練科目については、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めます。

また、職業訓練受講中の託児サービスの提供や、短時間訓練コースの設定など子育てを行うひとり親家庭であっても訓練を受講しやすい体制を整えます。

(5) 技能習得期間中の生活資金の貸付け（実施主体：県、鳥取市）

ひとり親家庭自立支援給付金事業など他制度との調整を図りつつ、経済的自立及び公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のためのための母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知と貸付業務を推進します。

○施策の方向2 就業の支援

【現状と課題】

ひとり親等は、様々な事情を抱えているため、就業に対するニーズもその人ごとに異なっています。個々のひとり親の置かれている状況等に応じた、きめ細やかな就業支援が求められています。

就業に関する悩みも様々であるため、個々のニーズにあった就業相談体制を整えるとともに、ハローワークと連携し、ひとり親それぞれの状況に応じた計画的・効果的な就業支援や就業あっせんを行うことが必要です。

また、円滑な求職活動と就業後の定着のためには、ひとり親が子育てと仕事をひとりで担っていることの事業主の理解を深め、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの支援も求められます。

ひとり親等の雇用に関する啓発活動や情報提供を積極的に実施し、事業主の理解を得ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 母子父子自立支援員による就業相談

（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

母子父子自立支援員は、ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、ひとり親家庭相談支援センターやひとり親家庭福祉推進員等との連携により、ひとり親家庭等の個々の状況やニーズを把握し、自立にむけた就業に関する助言を行います。

また、ハローワーク・県立ハローワークと連携して、職業紹介や職業訓練・各種給付金等の情報提供を行います。

(2) ハローワーク等と連携した就業支援（実施主体：国、県、市町村）

母子父子自立支援員やひとり親家庭相談支援センターは、ハローワーク・県立ハローワークの職業相談・職業紹介と連携し、就業を支援します。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズコーナーや、就職が困難なひとり親をハローワーク等の紹介により継続して雇用する事業

者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について周知を行います。

また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進します。

(3) 県立ハローワークでの就業支援（実施主体：県）

県立ハローワークにおいて、家庭と両立しながら能力発揮したい女性など求職者のニーズに応じた求人情報の提供など、きめ細かな個別支援を行います。

(4) ひとり親等の雇用に関する啓発活動（実施主体：県、市町村）

事業主に対して、ひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供をハローワーク等の関係機関や団体と連携して行います。

また、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、ひとり親家庭等への人権問題解消への取組を進めていきます。

(5) 性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくり（実施主体：県）

仕事と家庭の両立に配慮し、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める男女共同参画推進企業や、従業員等の仕事と家庭の両立を応援するワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」の理念の普及拡大、県内事業者へのファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の支給、働きやすい職場づくり活動支援事業補助金等の活用推進、育児休業、介護休業の取得促進など法に基づく取組の促進や、短時間・短日数勤務制度、時差出勤、在宅勤務をはじめとするリモートワークなど、働く時間や場所を限定しない、多様で柔軟な働き方のできる職場環境づくりと、子育てと仕事の両立支援を進めます。

基本目標 3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の 支援の推進

養育費については、ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、市町村や国の設置する養育費等相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発や相談支援を行います。

また、養育費の確保と併せて、ひとり親家庭の児童の健やかな成長のため、離れて暮らす親との親子交流（面会交流）についても取り決めや実施促進に関する啓発等を行います。

親子交流（面会交流）については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流（面会交流）が適切でない場合があることから、養育費相談とは異なる専門性が必要です。このため、親子交流（面会交流）に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決めや実施が適切になされるよう、関係機関等と連携して啓発や相談支援を実施するとともに、相談にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図ります。

養育費の確保や親子交流等について、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により見直しが行われたところであり、その施行準備状況を注視しながら必要な支援を検討していきます。

【達成目標】

- (1) 母子世帯の内養育費の取決めをしている割合
(現状) 57.9% \Rightarrow (目標) 70%
- (2) 養育費の受領率
(現状) 38.2% \Rightarrow (目標) 50%
- (3) 養育費の取決めをしている場合の受領率
(現状) 57.8% \Rightarrow (目標) 70%

○施策の方向 1 広報啓発活動の充実

【現状と課題】

両親の児童に対する養育の責務は離婚により変わるものではなく、養育費の支払いは親としての当然の義務ですが、実際に離婚した夫婦において、養育費の取り決

め状況は低迷しており、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因ともなっています。

養育費については、「母子及び寡婦福祉法」の改正（平成15年4月施行）において、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないことが規定されました。

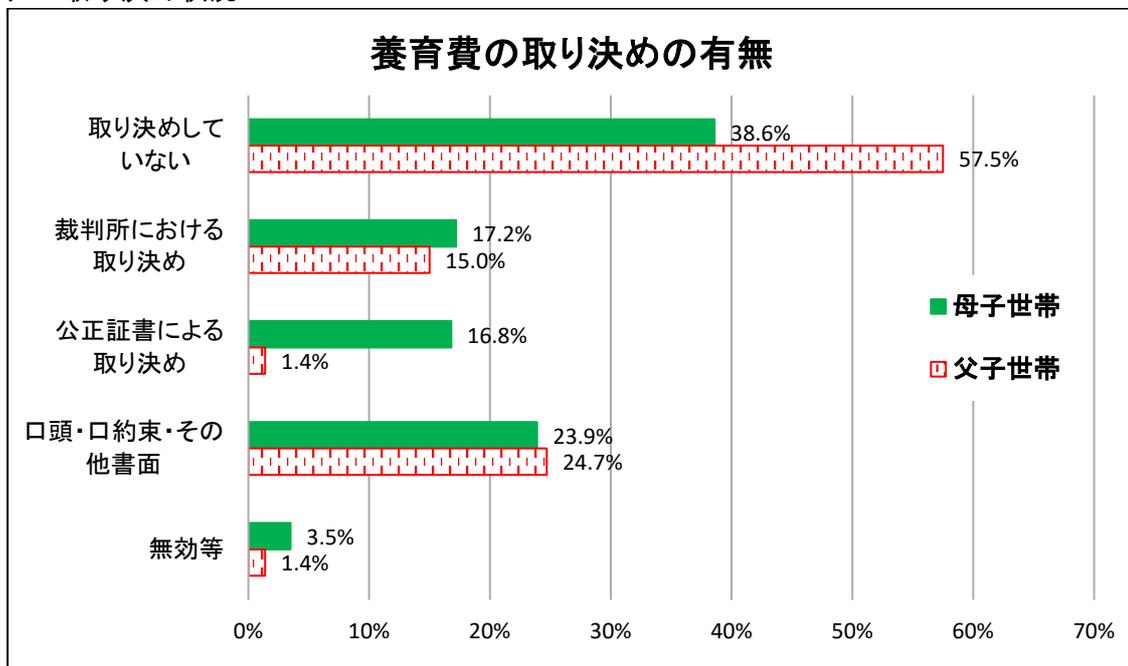
また、平成23年の民法の一部改正（平成24年4月施行）により、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「親子交流（面会交流）」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先しなければならないことが民法に明記されました。しかし、依然として養育費や親子交流（面会交流）について、取り決めや実施が進んでいない状況です（表9及び表10参照）。

さらに、令和6年の民法の一部改正（令和6年5月24日（公布日）から2年以内に施行）により、共同親権や法定養育費の請求権の導入、親子交流のルール明確化などの見直しが行われました。今後、施行準備状況を注視しつつ、当事者、関係者への丁寧な周知広報を行うことが求められています。

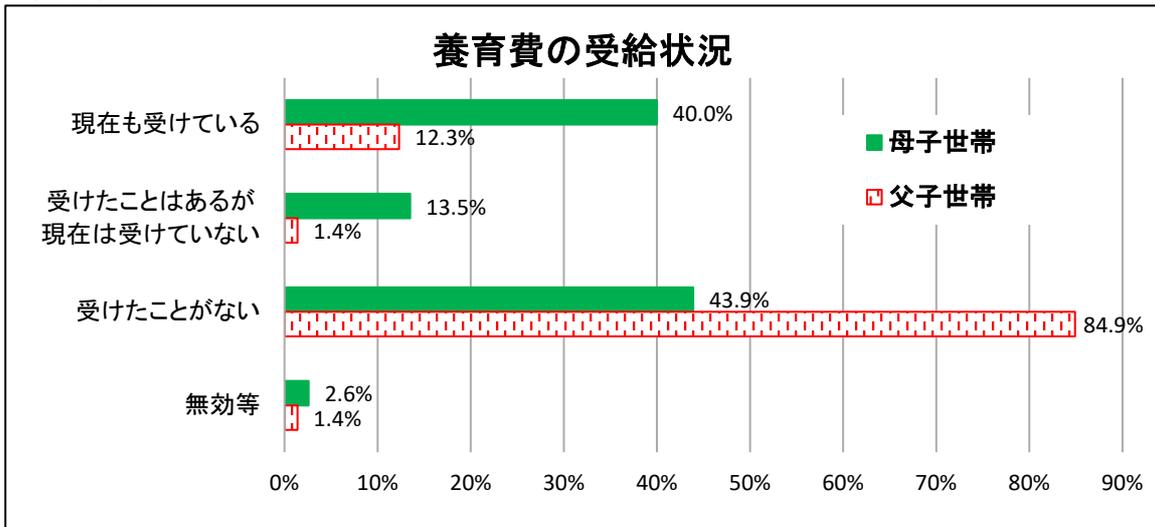
養育費や親子交流（面会交流）は、児童の健やかな成長にとって重要なものであることから、養育費や親子交流（面会交流）の取り決めや取得・実施促進に関する啓発を継続して行うことが必要です。

<表9> 養育費の取決状況及び受取状況

ア 取り決め状況

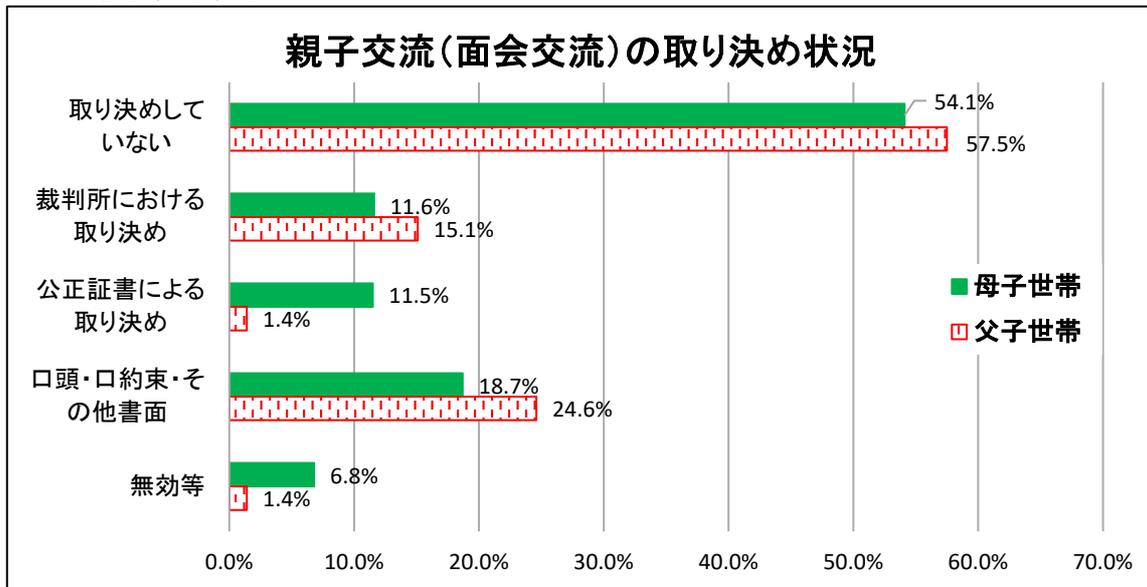


イ 受取状況

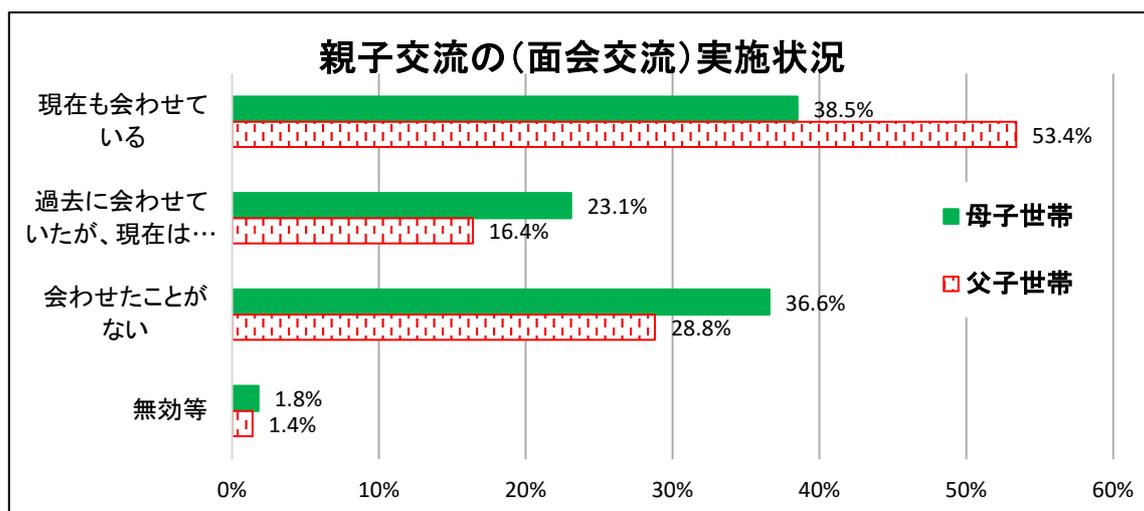


<表 10> 親子交流（面会交流）の取決状況及び実施状況

ア 取り決め状況



イ 実施状況



【具体的取組】

(1) 広報啓発活動の推進（実施主体：国、県、市町村）

児童の健やかな成長にとっての養育費や親子交流（面会交流）の重要性についての理解を広げ、実施を促進する社会的機運を高めるため、国や市町村と連携して、広報媒体を通じて継続した広報・啓発活動に取り組みます。

また、離婚前後の親に対し、養育費等の重要性に関する当事者意識を高め、取り決めを促すため、市町村と連携し、易しくわかりやすいパンフレットを作成して離婚前後の父母等に対する情報提供を行います。

(2) 共同親権などの新制度の周知の推進（実施主体：国、県）

離婚後も父と母双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入を柱とした民法の改正が行われ、令和8年5月までの施行が予定されています。詳細な制度運用の検討状況を注視しながら、ひとり親だけでなく子どもに関わるすべての者に対して、制度の周知啓発に取り組みます。

○施策の方向2 相談体制の強化

【現状と課題】

離婚の際やその後に、児童の養育費や親子交流（面会交流）について、誰にも相談していないひとり親家庭が多い状況にあります（表1-3及び表1-4参照）。

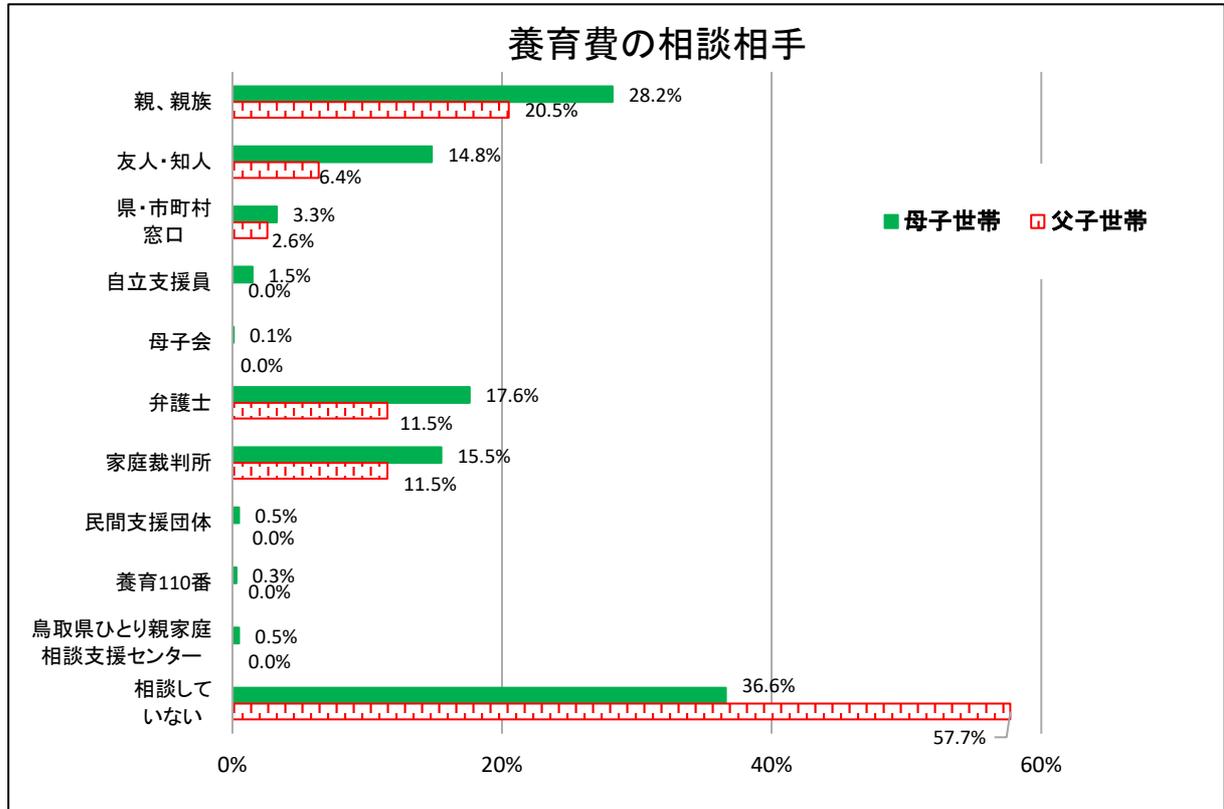
そのため、まずは養育費や親子交流（面会交流）についての相談窓口の周知を図り、取決めや履行の促進のための相談を促していく必要があります。

ただし、親子交流（面会交流）については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流（面会交流）が適切でない場合があることから、支援員においては養育費相談とは異なる専門性を身につけることが必要となるため、支援員を対象とした研修会を実

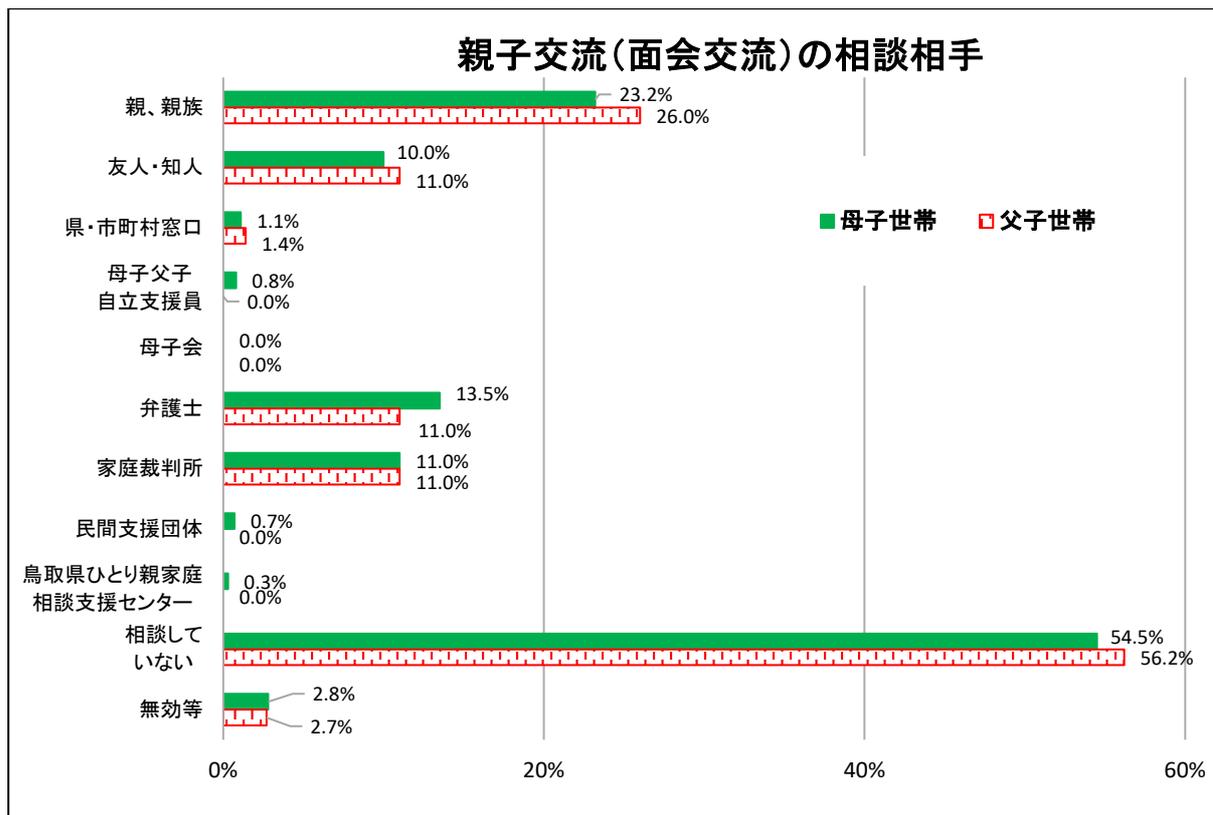
施して資質向上に努める必要があります。

また、高度な法知識を要する相談については、弁護士等の相談を利用するなど、ひとり親からの相談に対応できる機能の強化を図る必要があります。

<表 1 1> 養育費の相談相手



<表 1 2> 親子交流（面会交流）の相談相手



【具体的取組】

(1) 母子父子自立支援員による相談機能の強化

(実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親家庭から養育費や親子交流（面会交流）に関する相談があった際に適切に相談支援が行えるよう、母子父子自立支援員を対象とした研修会を継続的に実施し、また、国の作成した合意書の参考書式等、具体的に相談対応時に活用できる情報を共有し、支援員の相談機能の強化を図ります。

(2) ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施（再掲）

(実施主体：県)

就労等により行政相談窓口が利用しにくい方などの相談に対応するためひとり親家庭相談支援センターを開設し、休日相談会や地域に出向く巡回相談、訪問相談を実施します。また、個室化するなど、より相談しやすい環境づくりを進めます。

(3) 弁護士等による相談事業の実施（実施主体：県）

養育費及び親子交流（面会交流）の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、高度な法知識を要する相談について、弁護士等による専門相談を実施します。実施にあたっては、法的な相談に対する敷居の高さを解消し、電話相談等の相談

をしやすい体制を整えるよう努めます。

共同親権の導入等により、法知識を要する相談の増加が見込まれることから、相談時間を延長するなどの充実を進めます。

(4) 養育費等相談支援センターとの連携・情報提供の推進

(実施主体：国、県、市町村)

養育費等相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して、養育費の取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど情報提供を行います。

○施策の方向3 養育費確保及び親子交流（面会交流）の推進

【現状と課題】

養育費は、子どもを監護・教育するために必要な費用であり、平成23年の民法改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として親子交流（面会交流）及び養育費の分担が明文化されました。また、母子父子寡婦福祉法においては、扶養義務の履行が規定され、養育費支払いの責務等が明記されています。さらに、令和6年の民法改正により法定養育費の請求権も創設されました。

また、離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会うことや、電話や手紙で定期的継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義であるとされており、別居親にとっても子どもとの交流は養育費を支払う意欲にもつながるといわれています。

しかしながら、養育費や親子交流（面会交流）に関する取り決めや実施は進んでおらず、また、養育費に関する取り決めでは口頭での取り決めも多くなっています（24ページ表9及び25ページ表10参照）。

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの養育環境を整えるため、養育費や親子交流（面会交流）に関する取り決めを推進し、養育費の受け取りや親子交流（面会交流）の実施を支援する必要があります。

【具体的取組】

(1) 養育費の取り決めの推進（実施主体：県、市町村）

市町村と連携し、離婚届配布時に国の示す合意書の参考書式をあわせて配布するなどし、養育費の取り決めの必要性和手続きについて周知し、養育費の取り決めに推進します。特に、養育費の支払いの実効性を高めるため、債務名義化された取り決め（裁判所の判決や調停、公正証書等による取り決め）を推進します。

また、令和6年5月の民法改正により、養育費債権に「先取特権」と呼ばれる優先権が付与されるほか、法定養育費の請求権が創設されるなど、養育費をめぐる法制度も見直されたため、今後必要な支援を検討していきます。

(2) 親子交流（面会交流）の実施の推進（実施主体：国、県、市町村）

養育費等相談センターと連携し、親子交流（面会交流）の取り決め方や実施についての悩みを抱えている父母に対して相談支援を行います。

また、令和6年5月の民法改正により、親子交流（面会交流）のルールの見直しが行われたことを踏まえ、制度の周知啓発に取り組むとともに、児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流（面会交流）が適切でない場合や、離婚時の様々な状況で親子交流（面会交流）の実施を望んでいない場合もあることを踏まえ、父母等の心理面にも配慮しながら、子の立場にたった親子交流（面会交流）の意義や必要性への理解を促すとともに、第三者機関を活用するなど、安心安全に親子交流（面会交流）が実施できるよう支援する取組を推進します。

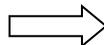
基本目標 4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図るとともに、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

また、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、保育・教育にかかる費用の経済的支援を行います。

【達成目標】

母子父子寡婦福祉資金貸付の認知度

(現状) 38.2%  (目標) 50%

○施策の方向 1 各種手当の支給

【現状と課題】

ひとり親家庭等は経済的な基盤が弱く、生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られます(表1-3及び表1-4参照)。

ひとり親家庭に対する経済的支援の柱である児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭になった直後の生活激変期に対応するものとして有効な支援です。

また、様々な用途に応じた母子父子寡婦福祉資金の貸付けはひとり親家庭等の自立に重要なものであることから、当事者への十分な情報提供と自立等に必要な貸付けを行う必要があります。

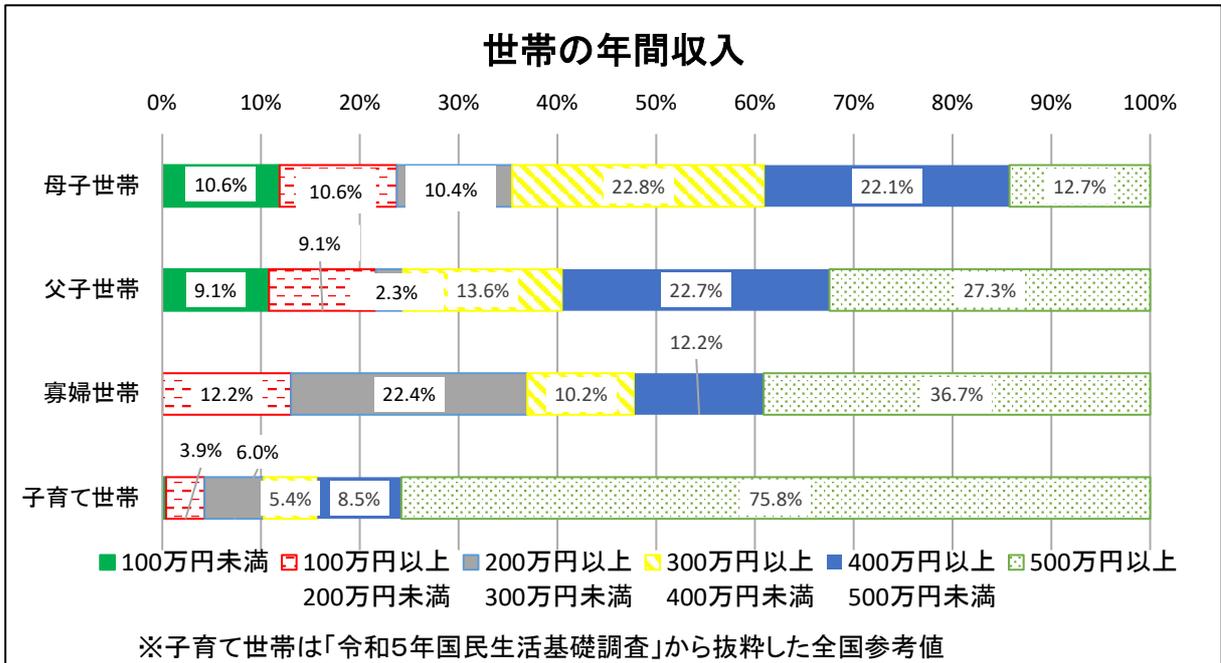
更に、児童扶養手当や貸付事業のほかにも、様々な事情を抱えるひとり親家庭を支援するため、医療費助成をはじめとした各種助成の推進や、保育サービス等の利用料の減免について推進し、適切に実施することが必要です。

これらの各種経済的支援策について、これまでも児童扶養手当担当窓口などでのリーフレットの配布やホームページ等での周知を行ってきましたが、知らない人の割合が依然として多い状況にあります(1-6ページ表6参照)。支援を必要としている人に情報が行き届くよう周知を強化する必要があります。

<表 1 3> 世帯の年間収入

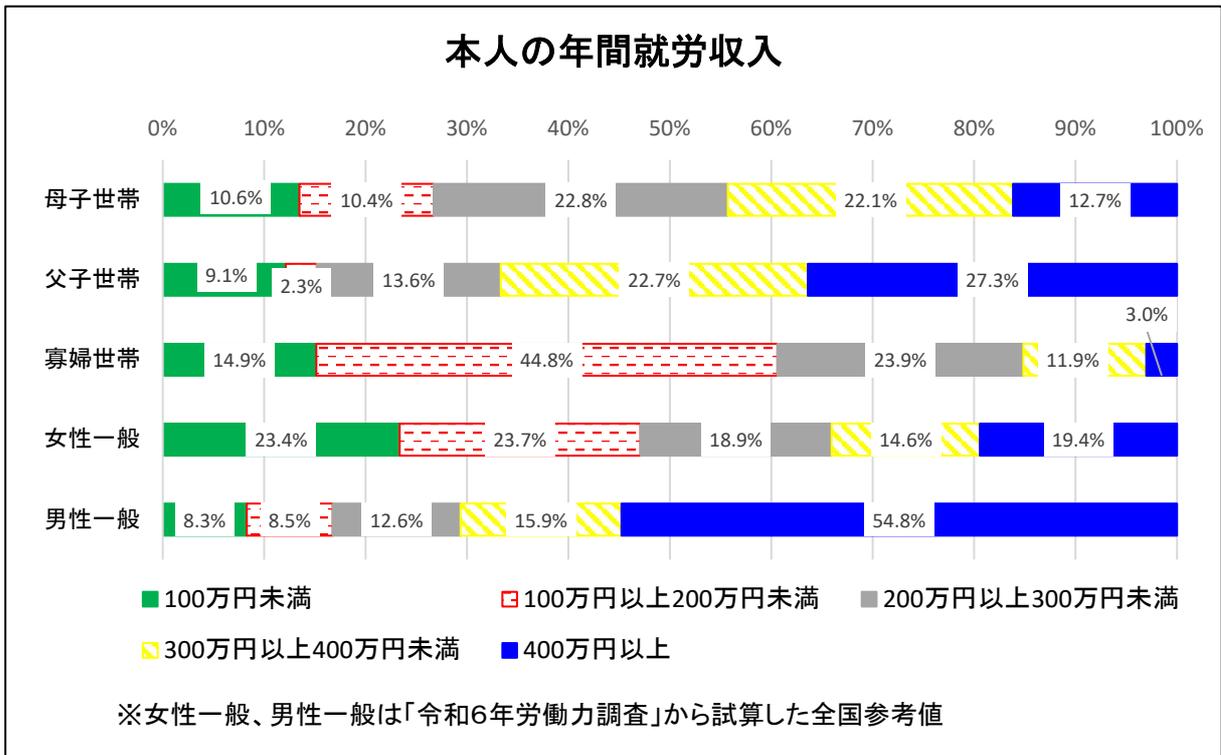
ア 世帯の年間収入

母子世帯の平均年間収入は 346 万円、父子世帯の平均年間収入は、427 万円、寡婦世帯の平均年間収入は 466 万円となっている。

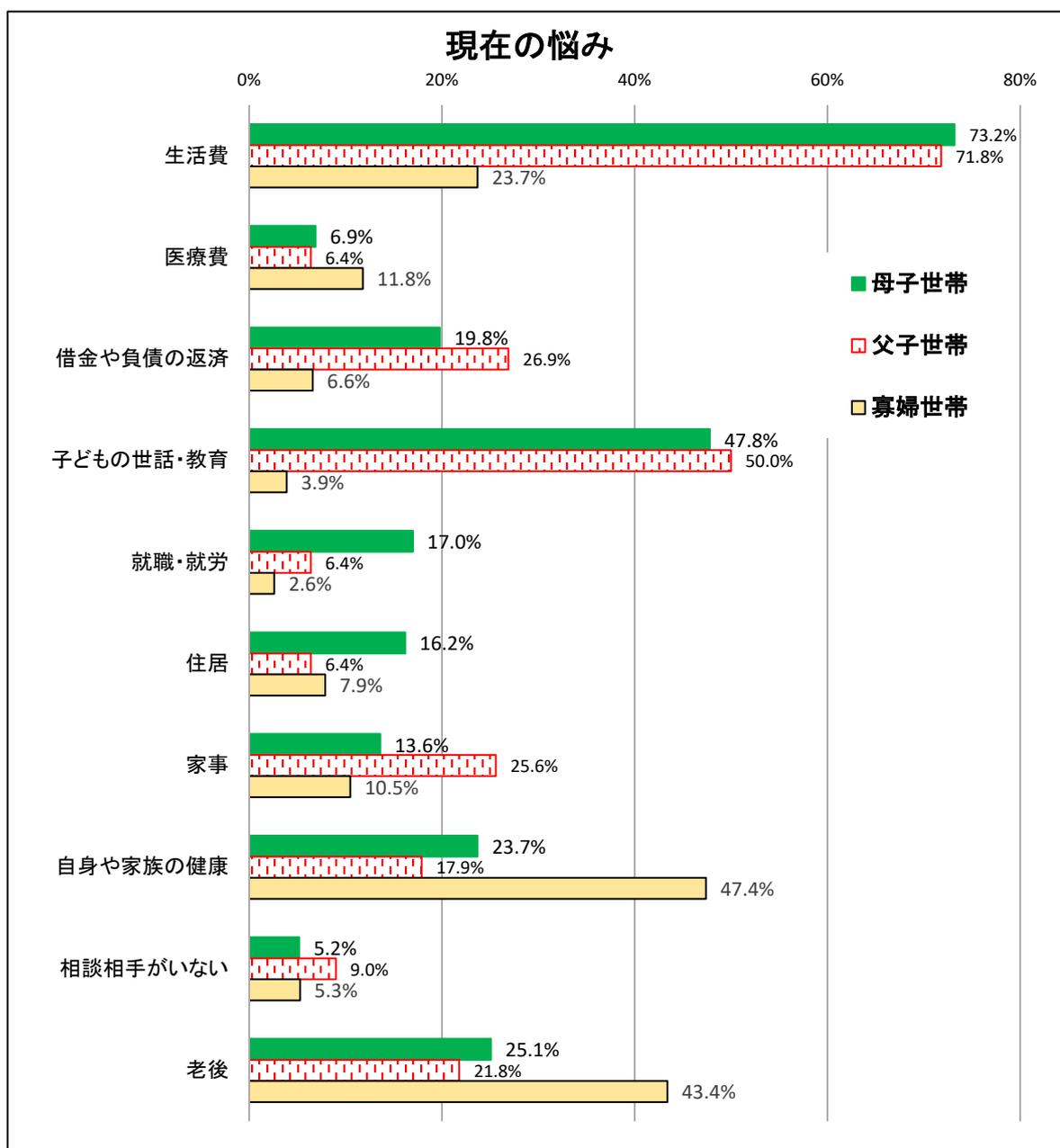


イ 本人の年間就労収入

母子家庭の母の平均年間就労収入は、235 万円、父子家庭の父の平均年間就労収入は、324 万円、寡婦の平均年間就労収入は 127 万円となっている。



<表 1 4>現在の悩み



【具体的取組】

(1) 児童扶養手当の支給（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。

また、市町村の児童扶養手当や離婚届の窓口担当課と協力・連携し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行います。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（実施主体：県、鳥取市）

就業・就学に向けたひとり親家庭自立支援給付金事業や奨学金制度など他制度

との連携を図りつつ、経済的自立のための母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知の強化及び円滑な貸付けを行います。また、貸付を受けた世帯が自立に向かうことができるよう、市町村と連携したアウトリーチ支援に取り組みます。

(3) ひとり親家庭医療費助成の実施（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

(4) 災害遺児手当の支給（実施主体：市町村）

養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、また障がいの状態にある災害遺児の健全な育成を図り、その福祉を増進するため、災害遺児手当を支給します。

(5) 各種支援施策の周知の徹底

各種経済的支援施策について、ひとり親家庭に対する周知が不十分な状況であるため、母子父子自立支援員などのひとり親家庭支援の担当窓口はもちろん、離婚届の窓口等においても積極的に支援施策の周知を図るよう、易しくわかりやすいパンフレットを作成し、市町村と連携を図りながら周知の強化に努めます。

また、様々なひとり親家庭支援施策や相談窓口などを紹介している、スマートフォンにも対応した「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」についての周知を強化するとともに、必要な情報にたどり着きやすい構成の工夫をするなどにより、一層のサイトの活用を図り、メールマガジン、SNSなどの様々な手段も用いて支援施策の周知を進めます。

○施策の方向2 教育費の支援

【現状と課題】

ひとり親の約5割が、子どもの教育に関する悩みを抱えています（表15参照）。

また、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（令和6年6月改正）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）に基づき、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、貧困という問題を抱える家庭においては、その貧困が世代を超えて連鎖することの無いよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

子どもたちが家庭の環境や経済状況に左右されることなく進学できるよう、教育にかかる費用負担を軽減する必要があります。

家庭の経済状況により子どもの進路が狭められないよう、子どもの体験格差を埋めるための取組（体験学習、社会学習等）を進めることで幅広い進路を検討できる

環境を整えていくとともに、早期から関係機関と連携して行政・民間企業・団体などが実施する各種奨学金の一元的な周知を進める必要があります。

【具体的取組】

(1) (再掲) 保育料等の負担軽減の推進 (実施主体：市町村)

主に3歳以上の子どもを対象とする幼児教育・保育無償化に加え、第3子以降の児童や低所得世帯の保育料の軽減措置や中山間地域市町村における保育料の無償化等を実施し、保育料の軽減を推進します。

(2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助 (実施主体：市町村)

経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助します。

(3) ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給 (実施主体：市町村)

ひとり親家庭の児童が小学校及び中学校に入学する際に、入学支度金を支給するなどにより、小・中学校入学時の費用負担の軽減を図ります。

(4) 高校生等に対する授業料等支援 (実施主体：国・県)

国が進める高校授業料無償化の動きを踏まえて、家庭の状況に関わらず、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、高校生に対する授業料等支援を行うとともに、私立中学校に通う生徒に対しても本県独自に授業料等支援を行い、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

(5) 高校生等奨学給付金の支給 (実施主体：県)

授業料以外の教育費負担を軽減するため、県民税・市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの修学を支援します。

(6) 鳥取県育英奨学資金の貸付け (実施主体：県)

経済的理由により修学が困難であると認められる者に奨学金の貸与を行います。

(7) 高校生の通学費にかかる助成 (実施主体：県、市町村)

通学費用を理由に希望する高等学校への進学をあきらめることがないよう、公共交通機関の通学定期券購入費の助成を行います。

(8) 不登校児童生徒がフリースクール等に通う場合の支援 (実施主体：県、市町村)

児童生徒の学びや成長を保障するため、不登校となった義務教育段階にある児童生徒がフリースクールや教育支援センターに通う場合の通所費用を軽減します。

(9) (再掲) 資格取得のための奨学金制度の充実(実施主体：県)

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

(10) 高等教育の修学支援新制度(実施主体：国・県)

意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の支給を行います。

(11) 各種奨学金等支援策の周知(実施主体：県、市町村)

行政だけでなく、民間企業・団体においても子どもの就学・進学のための奨学金等支援が数多く実施されているため、必要とする方にわかりやすい情報が届くよう、周知に努めます。

※第2章本文中の表は、注釈を除き全て令和6年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果による。

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画 (第4期)

《資料編》

- 1 各種統計
- 2 達成目標一覧
- 3 関連事業
- 4 ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

1 各種統計

(1) 離婚件数

離婚件数は、全国的に減少傾向にあり、本県においても全国と同じく減少傾向にあります。

資料) 厚生労働省「人口動態統計」(単位: 件)

	R1年	R2年	R3年	R4年
離婚件数(全国)	208,496	193,253	184,384	179,099
離婚件数(鳥取県)	885	814	788	763
うち有子離婚件数	552	544	500	418
有子離婚率	62.4%	66.8%	63.5%	54.8%

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、減少傾向にあります。

資料) 福祉行政報告例(単位: 人)

	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末
受給者数	5,125	4,956	4,847	4,569	4,374
対前年伸率	97.7%	94.5%	97.8%	94.3%	95.7%

(3) 生活保護受給母子世帯数

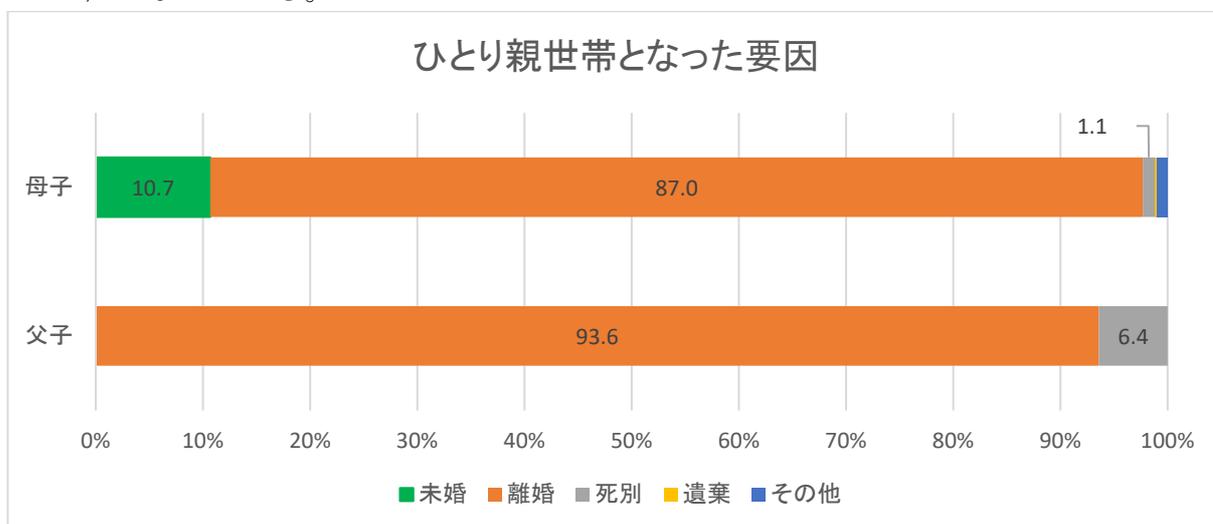
生活保護を受給している母子世帯数は生活保護受給総世帯数と同様に減少傾向にあり、生活保護の受給世帯総数に占める母子世帯数の割合も減少傾向にあります。

資料) 厚生労働省「被保護者調査」(単位: 世帯)

	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末
生活保護 受給世帯総数	5,446	5,310	5,301	5,290	5,246
母子世帯数	217	208	199	180	177
構成比	4.0%	3.9%	3.8%	3.4%	3.4%

(4) ひとり親世帯となった原因

ひとり親世帯となった原因は、母子世帯では87.0%が離婚、次いで未婚の母が10.7%で、死別が1.1%となっている。父子世帯では、93.6%離婚、次いで死別6.4%となっている。

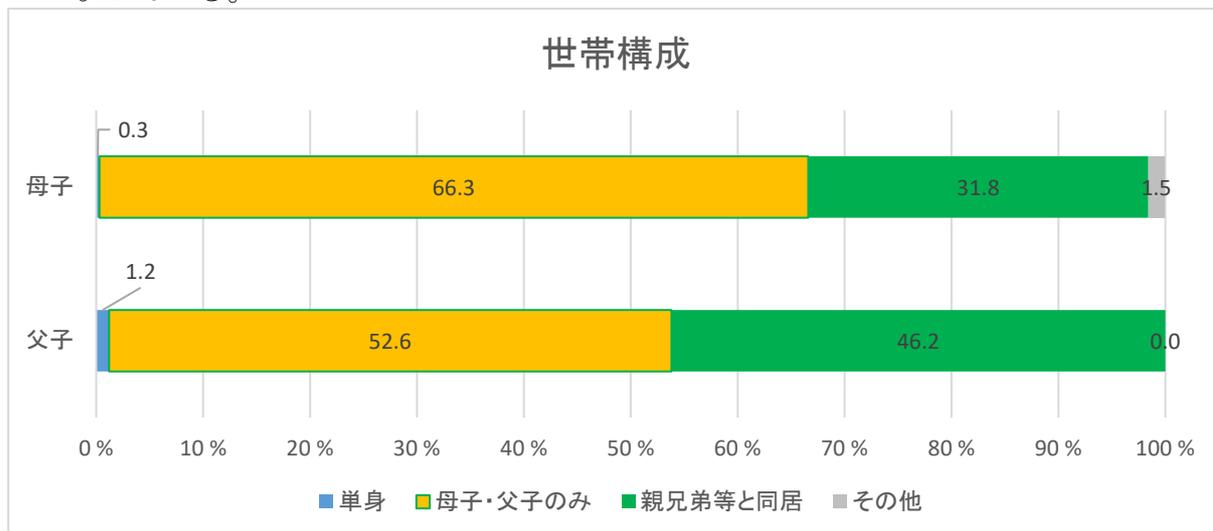


資料) 令和5年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

(5) 世帯の状況

ア 世帯構成

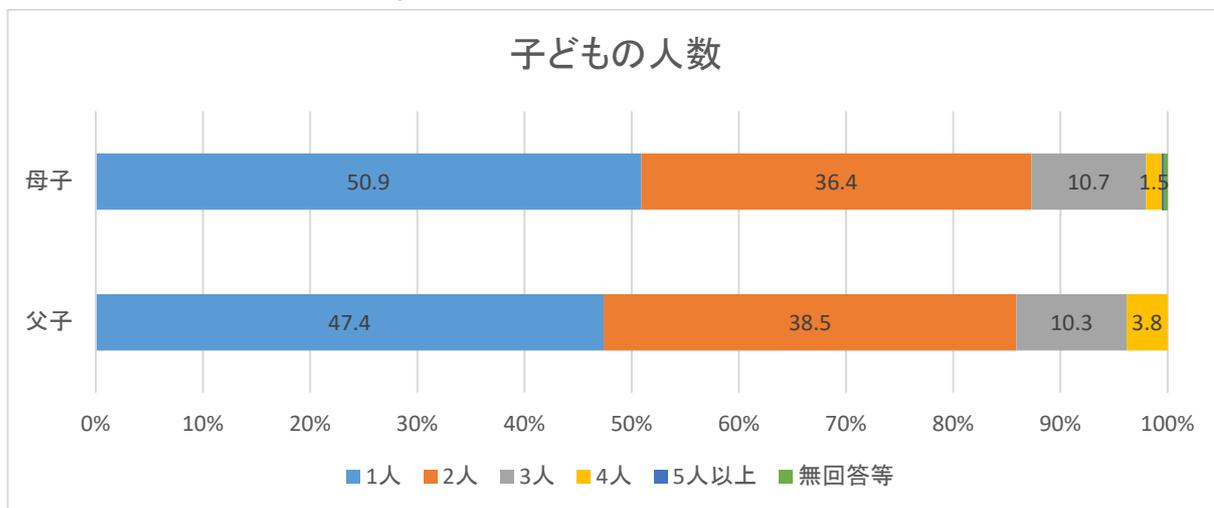
母子世帯においては、「母子のみ」の世帯が66.3%と最も多く、次いで「親兄弟等と同居」の世帯が31.8%となっている。父子世帯においては、「父子のみ」の世帯が52.6%と最も多く、次いで「親兄弟等と同居」の世帯が46.2%となっている。



資料) 令和5年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

イ 子どもの数

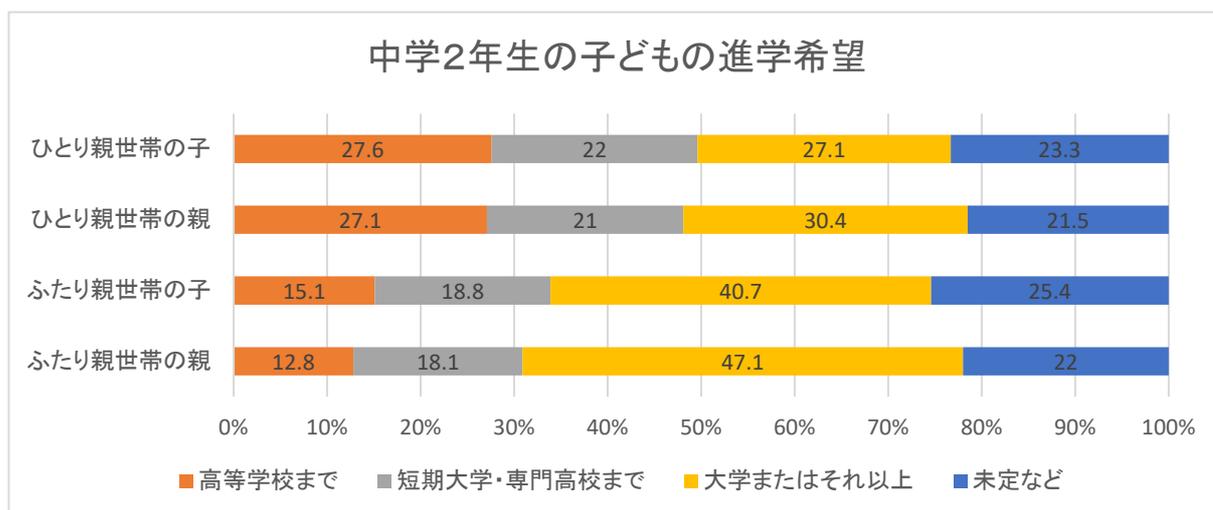
母子世帯は、子ども1人が50.1%と最も多く、次いで子ども2人が36.4%となっている。父子世帯は、子ども1人が47.4%と最も多く、次いで子ども2人が38.5%となっている。



資料) 令和5年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

(6) 進学希望

中学2年生の子どもが大学以上へ進学を希望している割合はふたり親世帯の子ども40.7%に対しひとり親世帯の子ども27.1%となっている。同様に子どもが大学以上へ進学を希望する親の割合は、ふたり親世帯の親47.1%に対しひとり親世帯の親30.4%となっている。



資料) 令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査

2 達成目標一覧

基本目標1 子育てや生活支援の充実

項目	現状	R11年度目標
(1) ひとり親家庭学習支援事業の利用者数	7市町村	14市町村
(2) 子ども食堂の充足率	60.68%	65%
(3) 自立促進計画の策定	3市町村	全市町村
(4) 自立支援プログラム策定事業の実施市町村数	3市町村	10市町村

基本目標2 就業支援の推進

(1) 母子世帯の母の正規雇用率	57.5%	60%
(2) 父子世帯の父の正規雇用率	78.1%	80%

基本目標3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の推進

(1) 母子世帯のうち養育費の取り決めをしている割合	57.9%	70%
(2) 養育費の受領率	38.2%	50%
(3) 養育費の取決めをしている場合の受領率	57.8%	70%

基本目標4 経済的支援の充実

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付の認知度	38.2%	50%
----------------------	-------	-----

3 関連事業

1 子育てや生活支援の充実

施策の方向・具体的取組

(1) 保育サービス等の充実

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業	
①多様な保育サービスの提供	市町村	仕事と子育ての両立を支援し、様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、日曜祝日に保育を行う休日保育、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で預かる一時預かり、病気の子どもあるいは病氣回復期にある児童を病院等で一時的に預かる病児・病後児保育等の実施を促進する。	令和6年4月1日現在	延長保育 休日保育 一時預かり 病児病後児保育 (国1/2、実施主体1/2)	
			延長保育		18市町村
			休日保育		10市町村
			一時預かり		19市町村
②保育所優先入所の推進	市町村	保育所入所に際して待機が生じている場合には、ひとり親家庭の児童が優先的に入所できるよう働きかける。	令和6年4月1日現在	保育所の優先入所	
			優先入所		16市町村
			減免		16市町村
③放課後児童クラブの充実及び減免の推進	市町村	放課後児童クラブの充実を推進し、利用料の減免を働きかける。	令和6年4月1日現在	放課後児童クラブ (国1/3、県1/3、実施主体1/3)	
			優先利用		3市町村
			減免		2市町村
④保育料等の負担軽減の推進	市町村	同一世帯に第3子以降の児童のいる家庭の保育料の軽減を推進する。	平成28年4月より全ての市町村で第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時在園の場合)が実施されている。 また、令和元年10月より国の制度により3歳以上児の無償化が実施。	保育料無償化等子育て支援事業	

(2) 子育て支援サービスの充実

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業	
①ひとり親家庭の児童に対する学習支援	市町村	ひとり親家庭の児童の学習意欲や学力が低下することの無いよう、学習支援の取組が県内全市町村で展開されるよう推進する。 また、送迎の負担を解消し、より多くのひとり親家庭の児童が学習支援を受けられるよう、児童の送迎支援やタブレット等を利用したオンライン学習を推進する。	令和6年度	ひとり親家庭学習支援事業 (国1/2、県1/4、実施主体1/4) ひとり親家庭学習支援(送迎支援)事業(単県) (県1/2、実施主体1/2)	
			学習支援		6市町村
			送迎支援(単県)		4市町村
②放課後の教育活動の充実	市町村	放課後における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。	放課後子供教室または放課後児童クラブ・・・18市町村で実施	放課後児童クラブ設置促進事業	
③こども食堂の拡大及び取組充実	県、市町村、団体	子ども食堂の全県的な設置拡大や取組の充実のため、食材や人材の確保、情報交流会や研修会の開催、利用促進のための情報発信、ネットワークづくり等を支援する。	令和6年9月時点で101カ所となり、全県的な広がりととなっている。とっとり子どもの居場所ネットワーク「えんたく」を通じて支援の提供、情報交換を行い、質の向上を図っている。	子どもの貧困対策総合事業(単県)	
④子どもの居場所づくりの支援	市町村、団体	ひとり親家庭の子供の社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立を防止するため、地域における取組を活用した子どもの居場所づくりを支援する。	鳥取市、米子市及び智頭町において子どもの居場所を活用して教員等の専門スタッフが子どもやその家族を総合的に支援する取組を実施。	子どもと家族の生活・相談支援拠点事業(国1/2、県1/4、実施主体1/4)	
⑤子どもの体験活動の機会の提供	県、団体	親子で参加できる体験活動やふれあい交流事業、子ども会を通じた季節の行事、清掃などの奉仕活動や自然体験活動などを実施する。	えんたくに集まった募金を子ども食堂が行う体験イベント等への実施に活用。(令和5年度実績:7団体)		
⑥地域子育て支援センター事業の推進	市町村	子育て中の親子同士が気軽に立ち寄り、うちとけた雰囲気の中で交流しあえる場を提供する。	全19市町村で実施	地域子育て支援センター	
⑦ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施	市町村	児童を養育している家庭の保護者が病氣や仕事、育児疲れ等により、家庭に置いて児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で短期間預かるショートステイ事業の実施を促進する。 保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業の実施を促進する。	令和6年4月1日現在	ショートステイ トワイライトステイ (国1/2、実施主体1/2)	
			ショートステイ		16市町村
			トワイライトステイ		13市町村
⑧ファミリーサポート・センター事業の実施	市町村	保護者の急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合うファミリーサポートセンター事業の実施を推進する。 また、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭が利用できるよう、利用料の減免について働きかけを行うとともに、ひとり親家庭等自立支援事業との連携を図る。	令和6年4月1日現在	ファミリーサポート・センター	
			実施		19市町村
			減免		2市町村
⑨子育て支援サービス情報等の提供	県・市町村	必要な子育て支援サービス等を利用しやすいよう、冊子やホームページ、メルマガ、SNS等により情報提供を行う。	子育て応援ガイドブックの作成や、子育て王国メールマガジンを配信し、子育て支援サービスの情報提供を行っている。	子育て王国とっとり情報発信事業	
⑩スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実	県・市町村	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により今日お良く相談活動の一層の充実を図る。	令和5年度現在、全市町村に計55名のスクールソーシャルワーカーが設置。	スクールソーシャルワーカー	

(3)生活支援の充実														
項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業										
①ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	県	ひとり親等が、技能取得のための通学など自立促進のための理由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や、子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を居宅に派遣して、家事、介護、保育サービス等を行う日常生活支援事業を実施する。	家庭生活支援員派遣件数 <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>14</td> </tr> </table> 家庭生活支援員研修・・・平成30年度は東・中・西部の各1回(計3回)実施	R1	R2	R3	R4	R5	10	0	2	19	14	日常生活支援事業(国1/2、県1/2)
R1	R2	R3	R4	R5										
10	0	2	19	14										
②母子生活支援施設での支援	県・市町村	18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行う。	母子生活支援施設(県内5カ所)において、自立に向けた母子への支援を行っている。	母子生活支援施設										
③公営住宅における優先入居の推進等	県・市町村	ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭の優先入居を引き続き実施。また、地域の実情に応じた市町村営住宅におけるひとり親世帯の優先入居制度の導入を市町村へ働きかける。	公営住宅へのひとり親家庭の優先入居の実施状況 ○母子家庭、父子家庭の優先入居・・・県、10市町村	公営住宅の優先入居										
④民間賃貸住宅における入居円滑化の推進	県・市町村	民間賃貸住宅への家主・不動産業者と行政・福祉関係者が連携してひとり親家庭等の居住安定を図る「あんしん賃貸支援事業」を推進し、入居に協力する不動産業者の情報提供や関係機関の連携した支援を通じて、民間賃貸住宅に安心して入居できる環境づくりに取り組む。	あんしん賃貸支援事業により、入居決定した子育て世帯数 <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	R4	R5	11	8	9	5	9	あんしん賃貸支援事業(国1/2、県1/4、市1/4)
R1	R2	R3	R4	R5										
11	8	9	5	9										
⑤ひとり親家庭等の生活支援	県・市町村・団体	地域の実情に応じた母子家庭等の福祉に必要な各種事業(研修会の開催、ふれあい交流、地域交流、普及啓発事業)を実施。	母子家庭等の福祉の向上のための講習会やふれあい交流事業の開催等を行った団体に補助を実施。	ひとり親家庭交流支援事業(単県)										
⑥鳥取県孤独孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例を踏まえた取組の推進	県・市町村・団体	孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげることでより支援の充実を図るほか、施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ、温もりのある社会づくり審議会」や「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議を設置・運営する。		官民連携による孤独・孤立対策支援事業(単県)										

(4)相談機能の充実																												
項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業																								
①母子父子自立支援員による相談事業の実施	県・市町村	母子父子自立支援員が地域における相談窓口として、ひとり親家庭等の抱えている悩みや問題を把握し、関係行政機関や母子寡婦福祉団体等と連携し、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行うことにより、適切な自立支援を実施。また、母子父子自立支援員の資質の向上のための研修を行う。	福祉事務所設置に伴い、住民により身近な市町村窓口への母子父子自立支援員の配置が進み、より充実した相談支援体制を整えつつあるが、兼任で行う場合が多く、また異動もあるため、支援員の資質の向上を行う必要がある。 また、母子父子自立支援員の認知度が低いことから相談窓口としての周知を強化する必要がある。 相談件数(全県) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,280</td> <td>2,376</td> <td>2,467</td> <td>2,214</td> <td>2,274</td> </tr> <tr> <td>母子家庭・寡婦</td> <td>2,192</td> <td>2,323</td> <td>2,385</td> <td>2,132</td> <td>2,187</td> </tr> <tr> <td>父子家庭</td> <td>68</td> <td>53</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>87</td> </tr> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	全体	2,280	2,376	2,467	2,214	2,274	母子家庭・寡婦	2,192	2,323	2,385	2,132	2,187	父子家庭	68	53	82	82	87	母子父子自立支援員(単県)
	R1	R2	R3	R4	R5																							
全体	2,280	2,376	2,467	2,214	2,274																							
母子家庭・寡婦	2,192	2,323	2,385	2,132	2,187																							
父子家庭	68	53	82	82	87																							
②ひとり親家庭相談支援センターによる休日相談・特別相談の実施	県	就労等により行政相談窓口の利用しにくい方などの相談に対応するため、ひとり親家庭相談支援センターにおいて休日相談会や特別相談を実施する。	相談支援センターを個室化するなど、プライバシーに配慮した相談環境の改善を進める必要がある。また、相談受付へのLINEの活用を今後検討する。																									
③ひとり親家庭福祉推進員による情報提供等の充実	県・団体	母子父子自立支援員と協力しながら、地域の身近な相談員として、ひとり親家庭等の相談支援を行う。また、日頃、行政窓口が利用できないひとり親家庭等に対し、各種ひとり親家庭等の支援施策を周知するなど、必要な情報提供や支援を行う。	鳥取県母子寡婦福祉連合会への補助事業として実施。 ・ひとり親家庭福祉推進員 令和5年度推進員登録数 28名、 令和5年度相談件数 95件 ・ひとり親支援サイトやメルマガを活用して、各種支援施策を周知した。	ひとり親家庭福交流支援事業(単県)																								
④SNS等による情報提供	県・市町村・団体	行政の相談機関等を遠慮しがちなひとり親家庭の孤立化防止を図り、必要な支援情報を提供するため、ホームページやメルマガを活用した情報提供を実施。	鳥取県母子寡婦福祉連合会への補助事業として実施。「ひとり親支援サイト」を開設し、ひとり親家庭への各種支援施策を一元的に掲載したほか、メルマガを活用してひとり親家庭に対する情報発信を実施。令和6年度からLINE配信を開始。メルマガの登録者数が低迷しているため、事業の周知が必要。	ひとり親家庭等情報提供事業(単県)																								
⑤市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定と取組の推進	市町村	各地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援施策の方向性を示した、市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画の策定を促進する。	令和6年度時点 策定済市町村・・・2市町村																									
⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施の推進	市町村	個々の置かれた状況やニーズを把握し、ハローワークと連携しながら自立支援への具体的な支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、自立後のフォローアップまでを一貫して行う母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施を推進する。	令和5年度時点で鳥取県(三朝町、大山町)、米子市で策定実績あり。効果的な自立支援の推進のため、プログラム策定を広げていく必要がある。																									

2 就業支援の推進

施策の方向・具体的取組

(1)能力開発への支援

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業																																											
①ひとり親家庭自立促進給付金の事業の実施	県・市・福祉事務所設置町村	<p>・ひとり親が就業に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練給付講座(ホームヘルパー等)を受講したひとり親に対して、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。</p> <p>・ひとり親が、看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合(2年以上養成機関で修業する場合)に、安定した生活費を確保するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。</p> <p>・最終学歴が中学卒であるひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。</p>	<p>○実施市町村数 ・自立支援教育訓練給付金事業・・・14市町村 ・高等職業訓練促進給付金事業・・・19市町村</p> <p>○単県事業で支給額の上乗せや支給期間の延長を行っていたが、近年、国においても支給額や給付上限額の引き上げ・給付期間の延長など制度の拡充が図られている。</p> <p><自立支援教育訓練給付金> 支給実績(件数 ※全県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>就業件数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><高等職業訓練促進給付金> 支給実績(件数 ※全県)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給者数(全学年)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>資格取得件数</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち就業件数</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち常勤</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	支給件数	0	5	5	5	2	就業件数	0	4	4	4	—	支給者数(全学年)	R2	R3	R4	R5		11	11	20	15	資格取得件数	9	1	8	—	うち就業件数	5	1	6	—	うち常勤	5	1	6	—	<p>自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金事業 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (国3/4、実施主体1/4)</p>
	R1	R2	R3	R4	R5																																										
支給件数	0	5	5	5	2																																										
就業件数	0	4	4	4	—																																										
支給者数(全学年)	R2	R3	R4	R5																																											
	11	11	20	15																																											
資格取得件数	9	1	8	—																																											
うち就業件数	5	1	6	—																																											
うち常勤	5	1	6	—																																											
②資格取得のための奨学金制度の充実	県・県社会福祉協議会	高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護師、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。	<p>○鳥取県保育士等修学資金貸付事業(保育士)、看護職員修学資金等貸付事業(看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士)、介護福祉士等修学資金貸付事業(介護福祉士)を行い、県内で就業する人材の確保するとともに、資格取得のために必要な修学資金の貸付けを行っている。</p> <p>※介護福祉士等修学資金貸付事業は、県社会福祉協議会への補助事業として実施。</p> <p>○県内に就職した場合の奨学金返還について、助成金の給付や返還免除を行っている。</p>	<p>鳥取県保育士等修学資金貸付事業 看護職員修学資金等貸付事業 介護福祉士等修学資金貸付事業(国9/10、県1/10)</p>																																											
③就業支援講習会の実施	県	ひとり親等の円滑な就業準備や転職を支援するため、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい技能習得のための就業支援講習会を実施する。また、ひとり親が安心して受講できるよう、夜間や休日等に講習会を実施するほか、講習会場において託児サービスを実施する。	<p>就業するために必要なパソコンの知識や技能を習得する講習会を開催。ひとり親家庭のレベルに合わせて、初級と中級の2コースを開催。</p> <p>日中は就業しているひとり親家庭にあわせ、平日夜間に開催。また、託児サービスも同時に実施した。</p> <p>中級コースでは資格取得のための知識・技能を習得するなど、より就業支援を意識した講習内容にしている。</p> <p>近年、受講者数が低迷しており、ひとり親のニーズや社会情勢の変化を踏まえた講習の実施が必要。</p> <p>受講者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	R1	R2	R3	R4	R5	31	28	28	23	25	<p>ひとり親家庭等就業支援講習会事業 (国1/2、県1/2)</p>																																	
R1	R2	R3	R4	R5																																											
31	28	28	23	25																																											
④公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施	国・県	<p>就労経験に乏しく長期間就労していないひとり親家庭等の自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するなど、ハローワークと連携して職業訓練受講機会の拡充に努めます。</p> <p>訓練科目については、訓練修了後の就職につながる事が期待できる科目の設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努める。</p> <p>また、職業訓練受講中の託児サービスの提供や、長時間訓練コースの設定など子育てを行うひとり親家庭であっても訓練を受講しやすい体制を整える。</p>	<p>○職業訓練の実施 ・ハローワーク及び民間教育訓練機関と連携し、求職者または離職者の方を対象として、保育士・栄養士・介護福祉士の職業訓練を受けるために必要な費用を助成する事業を実施した。</p> <p>○託児サービス等の実施 ・国が実施しているハロートレーニング(求職者訓練・公共職業訓練)において、一部託児サービス付きの訓練を実施しているほか、雇用保険受給者が求人者との面接や教育訓練を受講するために保育サービス等を利用した場合、その費用の一部を助成している。 ・県立産業人材育成センターが実施する職業訓練において、訓練期間中に、児童を保育所に預ける場合の保育料の1/2を助成する制度を単県で実施している。</p>	<p>公共職業訓練(国10/10など) 職業訓練生託児支援事業奨励金(単県)</p>																																											
⑤技能習得期間中の生活資金の貸付け	県	母子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携を図りつつ、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努める。また、公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の貸付けを行う。	<p>修業期間中等の負担軽減のため、必要な方には母子寡婦福祉資金の貸付を行った。</p> <p>○生活資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付人員</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>貸付金額(千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>169</td> <td>1,920</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○技能習得資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付人員</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>貸付金額(千円)</td> <td>0</td> <td>300</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	貸付人員	0	0	1	1	0	貸付金額(千円)	0	0	169	1,920	0		R1	R2	R3	R4	R5	貸付人員	0	1	0	0	0	貸付金額(千円)	0	300	0	0	0	<p>母子父子寡婦福祉資金(単県)</p>							
	R1	R2	R3	R4	R5																																										
貸付人員	0	0	1	1	0																																										
貸付金額(千円)	0	0	169	1,920	0																																										
	R1	R2	R3	R4	R5																																										
貸付人員	0	1	0	0	0																																										
貸付金額(千円)	0	300	0	0	0																																										

(2) 就業の支援																												
項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業																								
①母子父子自立支援員による就業相談	県・市・福祉事務所設置町村	母子自立支援員は、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員やひとり親家庭福祉推進員等との連携により、母子家庭及び寡婦の日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、ハローワーク等と連携し、就業を支援する。	福祉事務所設置に伴い、住民により身近な市町村窓口への母子自立支援員の配置が進み、より充実した相談支援体制を整えつつあるが、兼任で行う場合が多く、また異動もあるため、支援員の資質の向上を行う必要がある。 ハローワークと連携しながら就業支援を実施している。(相談件数の1、2割程度が就業支援) 相談件数(全县) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>2,280</td> <td>2,376</td> <td>2,467</td> <td>2,214</td> <td>2,274</td> </tr> <tr> <td>母子家庭・寡婦</td> <td>2,192</td> <td>2,323</td> <td>2,385</td> <td>2,132</td> <td>2,187</td> </tr> <tr> <td>父子家庭</td> <td>68</td> <td>53</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	全体	2,280	2,376	2,467	2,214	2,274	母子家庭・寡婦	2,192	2,323	2,385	2,132	2,187	父子家庭	68	53	82	82	87	母子自立支援員(単県)
	R1	R2	R3	R4	R5																							
全体	2,280	2,376	2,467	2,214	2,274																							
母子家庭・寡婦	2,192	2,323	2,385	2,132	2,187																							
父子家庭	68	53	82	82	87																							
②ハローワーク等と連携した就業支援	国	ひとり親等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズサロン・マザーズコーナーについて周知を図るとともに、ハローワークと連携した職業紹介を実施する。また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進する。	母子自立支援員とハローワークとが連携しながら、ひとり親家庭の就業支援を実施した。 ○生活保護受給者等就労支援事業 児童扶養手当受給者を対象に、母子自立支援員とハローワーク職員とが連携し、対象者に対して担当者制をとって個人の状況に応じた就業支援を実施。	生活保護受給者等就労支援事業(国)																								
③県立ハローワークでの就業支援	県	県立ハローワークにおいて、家庭と両立しながら能力発揮したい女性など求職者のニーズに応じた求人情報の提供など、きめ細かな個別支援を実施する。	・求職者のニーズに応じた求人情報の提供や就業相談を行い、就業支援を実施した。																									
④ひとり親等の雇用に関する啓発活動	県・市町村	ハローワークと連携を図りながら、事業主に対して、ひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供を関係機関や団体と連携して行うとともに、ひとり親等の就業に向けた協力要請を推進します。また、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、ひとり親家庭への人権問題解消への取組を進めていく。	ハローワークと連携し、ひとり親の雇用に際して活用できる助成制度の案内を行った。	就業・自立支援事業																								
⑤性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくり	県	男女共同参画推進企業やイクボス・ファミボスの理念の普及拡大、県内事業者へのファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の支給、働きやすい職場づくり活動支援事業補助金などの活用推進を通じて、多様で柔軟な働き方のできる職場環境づくりを支援する。	・「鳥取県男女共同参画推進企業」認定企業 1,049企業 ・イクボス・ファミボス宣言企業 832企業 (令和6年7月10日現在) ・働きやすい職場づくり活動支援補助金等の活用を推進し、企業の職場環境づくりを支援した。																									

3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の推進

施策の方向・具体的取組

(1) 広報啓発活動の充実				
項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業
①広報啓発活動の推進	県・市町村	養育費の支払いを促進する社会的機運を高めるため、国と連携して広報媒体を通じて、広報・啓発活動に取り組む。	子ども家庭庁作成のパンフレットを配布し、周知を図った。離婚前後の父母を対象とした県独自のわかりやすいパンフレットの作成を進める。	
②共同親権などの新制度の周知の推進	県・市町村	ひとり親だけでなく子どもに関わる全ての者に対する新制度の周知啓発に取り組む。	新制度施行予定の令和8年5月までにセミナーを開催する。	

(2) 相談体制の強化

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業
①母子父子自立支援員による相談機能の強化	県・市町村	離婚に際して養育費の確保を行うための手続等について、適切な支援ができるよう研修受講等により相談機能を強化する。	母子父子自立支援員の意見を聞きながら支援員の資質向上につながる研修会・講演会を開催する。	母子父子自立支援員(単県)
②(再掲)ひとり親家庭相談支援センターによる休日相談・特別相談の実施	県	就労等により行政相談窓口の利用しにくい方などの相談に対応するため、ひとり親家庭相談支援センターにおいて休日相談会や特別相談を実施する。	相談支援センターを個室化するなど、プライバシーに配慮した相談環境の改善を進める必要がある。また、相談受付へのLINEの活用を今後検討する。	
③弁護士等による相談事業の実施	県	養育費の取り決めや不払い、親権、面会交流、慰謝料や財産分与等離婚に際しての悩みについて、弁護士による無料電話相談を実施する。	令和5年度実績 14件 今後、相談時間の延長など、支援の充実を図る。	養育費等に関する弁護士電話相談事業(国1/2、県1/2)
④養育費等相談支援センターとの連携・情報提供の推進	県	養育費相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時などさまざまな機会を活用して、養育費の取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど情報提供を行う。	子ども家庭庁作成のパンフレットを配布し、周知を図った。	

(3) 養育費確保及び面会交流の推進

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業
①養育費の取決めの推進	県・市町村	公正証書の参考書式をあわせて配布するなどし、養育費の取決めの必要性と手続きについて周知し、養育費の取決めに推進する。	公正証書作成のための費用の一部を支援(上限2万円) R5年度実績 6市町村29件	養育費にかかる公正証書等作成促進事業
②親子交流の実施の推進	国・県・市町村	養育費等相談センターと連携し、親子交流の取決めや実施についての悩みを抱えている父母に対して相談支援を行うほか、安心安全に面会交流が実施できるよう支援する取組を推進する。	親子交流支援を実施する団体等の周知とともに、子ども家庭庁が実施する離婚前後家庭支援事業の親子交流支援の活用を市町村に促していく。	

4 経済的支援の充実

施策の方向・具体的取組

(1) 各種手当での適切な支給

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業																														
①児童扶養手の支給	県・市・福祉事務与設置町村	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の適正な支給に努める。 また、申請窓口である市町村と協力・連携し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行う。	児童扶養手当の適切な支給を行った。 支給者数(全県) <table border="1"> <tr> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>5,070</td> <td>4,959</td> <td>4,847</td> <td>4,569</td> <td>4,681</td> </tr> </table>	R1	R2	R3	R4	R5	5,070	4,959	4,847	4,569	4,681	児童扶養手当 (国1/3、実施主体2/3)																				
R1	R2	R3	R4	R5																														
5,070	4,959	4,847	4,569	4,681																														
②母子父子寡婦福祉資金の貸付け	県	就業・就学に向けたひとり親家庭等自立支援給付金事業や奨学金制度など他制度との連携を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けを行う。	母子父子寡婦福祉資金の適切な貸付けを行った。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>48</td> <td>34</td> <td>40</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>新規貸付</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>継続貸付</td> <td>24</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>貸付金額(千円)</td> <td>25,860</td> <td>19,595</td> <td>22,726</td> <td>21,248</td> <td>22,951</td> </tr> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	貸付件数	48	34	40	39	39	新規貸付	24	20	25	22	25	継続貸付	24	14	15	17	14	貸付金額(千円)	25,860	19,595	22,726	21,248	22,951	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(単県)
	R1	R2	R3	R4	R5																													
貸付件数	48	34	40	39	39																													
新規貸付	24	20	25	22	25																													
継続貸付	24	14	15	17	14																													
貸付金額(千円)	25,860	19,595	22,726	21,248	22,951																													
③ひとり親家庭医療費助成の実施	市町村	ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図る。 ※所得制限あり	全市町村において、所得税非課税世帯のひとり親家庭に対する特別医療費の助成を行った。	ひとり親家庭特別医療費助成事業(県1/2、実施主体1/2)																														
④災害遺児手当の支給	市町村	養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、また障がいの状態にある災害遺児の健全な育成を図り、その福祉を増進するため、災害遺児手当を支給する。	全市町村で災害遺児手当給付事業を実施中。	災害遺児手当助成事業(県1/2、実施主体1/2)																														
⑤各種支援施策の周知の徹底	県・市町村	各種経済的支援施策について、市町村と連携を図りながら周知する。	各種経済的支援施策について、母子父子自立支援員などのひとり親家庭支援の担当窓口のほか、離婚届の窓口等においても積極的に支援施策の周知を図るよう、市町村と連携を図りながら周知の強化に努める。 また、経済的支援施策も含めた、様々なひとり親家庭支援施策について、新たなパンフレットの作成、SNS等を活用して広く周知徹底を行う。																															

(2) 教育費の支援

項目	実施主体	内容	実施状況	関連事業
①(再掲)保育料の負担軽減の推進	市町村	同一世帯に第3子以降の児童のいる家庭の保育料の軽減を推進する。	平成28年4月より全ての市町村で第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時在園の場合)が実施されている。 また、令和元年10月より国の制度により3歳以上児の無償化が実施。	保育料無償化等子育て支援事業
②就学困難な児童及び生徒に係る就学援助	市町村	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し市町村が就学に要する諸経費を援助する。	各種所給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を実施。	
③ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給	市町村	ひとり親家庭の児童が小学校及び中学校に入学する際に、入学支度金を支給する。※所得制限あり	実施市町村 13市町村	入学支度金事業(県1/2、実施主体1/2)
④高等学校等就学支援金の支給	市町村	高校生等が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給する。	各種所給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を実施。	
⑤高校生等奨学給付金の支給	県	授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援する。	各種所給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を実施。	
⑥鳥取県育英奨学金の貸付け	県	経済的理由で就学を断念しないよう、生活困窮世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行う。	各種所給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を実施。	
⑦私立中学・高等学校生徒への授業料等支援	県	私立中学校及び高等学校に通う生徒に対し就学支援金制度に上乗せの補助を行う。	各種所給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を実施。	
⑧高校生の通学費に係る助成	県・市町村	公共交通機関の通学定期券購入費の助成を行う。	令和2年4月から実施(全市町村)。	鳥取県高校生通学費助成事業
⑨不登校児童生徒がフリースクール等に通う場合の支援	県・市町村	県内の義務教育段階にある不登校の児童生徒がフリースクール等に通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図る。	実施市町村等 12市町村・組合	鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助事業
⑩(再掲)資格取得のための奨学金制度の充実	県・県社会福祉協議会	高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実する。	・鳥取県保育士等修学資金貸付事業(保育士)、看護職員修学資金等貸付事業(看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士)、介護福祉士等修学資金貸付事業(介護福祉士)を行い、県内で就業する人材の確保するとともに、資格取得のために必要な修学資金の貸付けを行っている。 ※介護福祉士等修学資金貸付事業は、県社会福祉協議会への補助事業として実施。 ・県内に就職した場合の奨学金返還について、助成金の給付や返還免除を行っている。	鳥取県保育士等修学資金貸付事業 看護職員修学資金等貸付事業 介護福祉士等修学資金貸付事業(国9/10、県1/10)
⑪高等教育の修学支援新制度	国・県	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金制度を実施。 令和6年度からは、多子世帯や私立の理工農系の学部等に通う学生等の中間層への支援を拡大し、令和7年度から、多子世帯の学生等について、大学等の授業料・入学金を無償とすることを決定。	当事者、関係者へ制度の周知を図った。	
⑫各種奨学金等支援等の周知	県・市町村	経済的理由により子どもの修学の機会が狭められないよう、教育に関する多様な諸支援制度を周知する。	SNSやパンフレットなどを活用し、当事者に対して適宜情報を提供する。	

4 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

令和6年6月	市町村におけるひとり親家庭等支援施策の実施状況照会
7月	第1回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会
9月	第2回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会
11月	パブリックコメントの実施 (令和6年11月11日～12月10日)
令和7年1月	鳥取県児童福祉審議会で審議
3月	第3期計画策定、公表

第4期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

令和7年3月

鳥取県子ども家庭部家庭支援課
〒680-8570
鳥取市東町1丁目220番地
電話 0857-26-7869
ファクシミリ 0857-26-7863